

大川市議会第2回定例会会議録

平成28年6月17日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	平	木	一	朗	10番	池	末	秀	夫
2番	古	賀	龍	彦	11番	水	落	常	志
3番	宮	崎	稔	子	12番	川	野	栄	美子
4番	龍		誠	一	13番	永	島		守
5番	馬	淵	清	博	14番	箴	島	か	おる
6番	石	橋	忠	敏	15番	岡		秀	昭
7番	石	橋	正	毫	16番	内	藤	栄	治
8番	遠	藤	博	昭	17番	福	永		寛
9番	吉	川	一	寿					

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	鳩	山	二	郎
副	市	長	酒	見	隆	司
教	育	長	記	伊	哲	也
会	計	管	理	者		
(兼)	会	計	課	長	堤	稔彦
消	防	長				
(兼)	総	務	課	長	持	木芳己
人	事	秘	書	課	長	馬淵嘉臣
総	務	課	長			
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長	石橋英治

企 画 課 長	橋 本 浩 一
地 域 支 援 課 長	古 賀 文 隆
福 祉 事 務 所 長	永 尾 龍 之 介
子 ど も 未 来 課 長	迫 田 一 彦
イ ン テ リ ア 課 長	中 島 聖 佳
お お か わ セ ー ル ス 課 長	仁 田 原 敏 雄
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柿 添 量 之
建 設 課 長	田 中 浩 二
上 下 水 道 課 長	田 中 嘉 親
学 校 教 育 課 長	下 川 慎 司
学 校 教 育 課 主 幹	古 賀 美 保 理
生 涯 学 習 課 長	石 橋 新 一 郎
監 査 事 務 局 長	本 村 和 也

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

1. 一般質問

1. 議案に対する質疑

(議案第39号、第40号)

1. 委員会付託

5. 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	6	石橋忠敏	1. 強制排水ポンプについて
7	14	箆島かおる	1. 大川市の防災ガイドブックについて 2. 大川市の障害福祉計画について
8	8	遠藤博昭	1. 大川市行政の総合戦略について
9	12	川野栄美子	1. 小中学校教育の方向性と信頼される学校づくり

午前9時 開議

○議長（古賀龍彦君）

おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、6番石橋忠敏君。

○6番（石橋忠敏君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号6番の石橋です。

今回の質問はまたいつもどおり排水ポンプについてですが、この件についての執行部に対する質問は今回限りと思っております。これは決して私自身納得してではなく、納得しても今後質問をしないということは納得してではなく、本市行政執行部に市民の声に応えるだけの器量がないということが私なりに感じとるからです。

今、メディアを騒がしている舛添知事問題で感じるのは、今回の件は舛添知事一人が悪いのではなく、それを許す都庁執行部が最も悪いんだと私は思っております。それはなぜかと

いうと、舛添知事の思いに拒否する勇気もなく、我が身の保身ばかり考え、この前の海外旅行のケースは、皆さんも御存じのとおりだと思いますけど、同行した15人の職員さんたち、ああいう類いの毒まんじゅうを食い続ける職員がおる温床というのですか、それを受け入れるというか、それを許す温床があるから、あのような結果になったのではないかなと、私は私なりにそう思っているところがあります。なぜなら、上が、舛添知事が何を言おうがかにを言おうが、やはりああいうローテーションから、予算執行から、全てに関しては都庁執行部の対応することであり、それをもう受け入れている温床があり、ああいう結果になったと、そういうふうに感じているところがあります。

また、本市執行部においては、正直言って、もっと醜い温床が至るところにあると私なりに感じております。このことを質問の前に一言申し述べておきます。これはあくまでも断言ではなくて、私の私見ですので、まあ違っているところもあるかと思いますが、これは私なりに感じていることであります。

では、質問に入ります。

今回の質問においては、ほかの議員も災害に関する発言が多い中で、執行部も本当に自然災害に対する危機感に目が覚めたことを期待して発言いたします。

まず、いろいろな自然災害がある中、大川市にとっては過去において小船で行き交うほどの水害が発生しているほどの土地というか、地形であり、また、昭和28年の水害以降、内水災害に対する防災事業として花宗川改修工事がなされているのは事実です。この本件事業は40年前のデータに基づき治水確保を目的とする当時すばらしい事業であったと私は思っております。ところが、今の大川にとっては、自然環境の変化に伴い、想像もつかない降雨量、その上、花宗川拡幅事業により、50メートルの川幅となり、また、国営水路事業により、全ての国営水路が花宗川に流れ込む形態となっており、その上に花宗川高潮対策のための防潮水門が設置された現在、今の大川は最悪の状態にあり、いつ大水害が発生してもおかしくないと思う状況であります。

そのことにより、私は強制排水ポンプ設置にいろいろ発言してまいりましたが、今の執行部にはその危機感もなく、県、国に対する要望のあり方も、交渉のあり方も知らず、まず親にすぎるのみ、また執行部においては、県、国の御機嫌伺いをするのが精いっぱいのように私は感じます。

この件について、私が感じる根拠を議席において質問させていただきます。それによって、

今後、排水ポンプについての質問は差し控えようと思っております。次回からは市長の政治姿勢について質問をさせていただきます。

では、壇上での質問は終わります。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）（登壇）

皆様おはようございます。石橋忠敏議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、花宗川改修事業に伴う新橋川の強制排水ポンプについての御質問にお答えをいたします。

新橋川改修事業については、福岡県の花宗川改修計画において、花宗川本川から新橋川放水路への分流とあわせ、新橋水門及び中古賀水門にそれぞれ毎秒8トンの排水ポンプの設置及び新橋川の改修が計画されているところであります。

また、三又地区区長会から昨年、県、市に対して、現新橋川改修計画の一日も早い事業着手の要請が行われたところであります。そのため、本市としまして昨年12月19日に新橋川改修計画に関する意見聴取会を開催し、区長や住民代表の皆様から、昨年9月から10月にかけて開催されました三又地区区長会主催の地区ごとの説明会の内容や御意見を直接お伺いしたところであります。

県におきましても、これまで事業着手に向けた説明会等を数度にわたり開催され、現在は筑後川下流圏域河川整備計画の策定が進められており、ことし3月13日には大川市でその公聴会が開催されたところです。

近年の気候変動に伴い、各地で集中豪雨による大規模な災害が頻発しております。河川改修事業については相当な期間を要することから、時間的な余裕はないと考えておりますので、整備効果を享受できるまでの災害リスクの軽減を図るためにも、既に事業化されている新橋川改修計画の一日も早い事業着手が必要と考えております。

このため、県に対し、現新橋川改修計画の早期事業着手を要請してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁はこれで終わらせていただきます。答弁漏れ等がございましたら、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（古賀龍彦君）

6番。

○6番（石橋忠敏君）

答弁ありがとうございました。

市長の答弁の中の2つ、私も実際その説明会ですか、地元説明会に私も三又地区も実際行ったんですけど、説明会といっても本当の説明会とかじゃなかったというように感じます。推進派と反対派の中でのけんけんごうごうとしたやりとりの中で、何か説明会の進行状態がただ単なる押しつけがましいような説明会ではなかったかと思います。

それに、次に答えます。

県からの説明会、地元説明会として文化センターでありましたけど、そのとき私も参加しました。確かにそのときは私と1人か、2人ぐらいの方が反対意見を言われて、ほかの方は賛成の形を言われましたけど、ああ、そういうふうにして賛成の方がいるんだなど、本当に災害地についてそれなりに考えた中で賛成を述べられておるのかなと、そういう思いの中で帰ってきたんですけど、その中に皆さんに配付しているような、お手元に配付していると思いますが、説明会の以前に三又校区区長から配付されておる内容の文書を私は読ませてもらったんですけど、これは見る人それぞれに受けとめ方が違うかと思いますが、何だ、これやらせじゃないかと、そういうふうに感じれるような文書が三又校区区長会の中に配付されとったと。であれば、私は純粹に考えて、本当に県とか、地元の方々の意見を素直に聞いて、ああ、こういうもんだなと思っと思ったんですけど、その文書を読んだ途端に、私自身は何だこれはって、行政のやる仕事かと、行政の主催する説明会の中でこういうやらせまがいなことをやっていいのかなと、だったら、この説明会の意味ないなという思いの中で、皆さんがどういうふうに判断されるかはそれぞれ自由ですけど、私はそう思っております。だから、その説明会の何たるかについては、本当に価値のある説明会というのはなされていないなど、これありきの話の中での説明会、それを行政が主導しているのかなと、そういうふう私なりに解釈しております。これも私の私見ですから、間違ったら訂正します。

それから、市長も前回から、私は必要があれば、どこの場にでも説明に行きますと言われておりますので、私も再三、向島校区からとか、また、違った団体からの要請を行政のほうに上げていますが、これは一向にして実現されていないんですよ。ということは、私はこの議会という厳正な場で答弁としていただいた内容が実現されていないということはどういうことなのかなと。三又校区だけじゃないんですよ。そのハザードマップを見られたらわかる

けど、一番濃い青の部分が一番危険水域ですよ。これは国交省の資料に基づいて大川市の防災のハザードマップとして作成されたものですけど、その色分けをしてある一番濃い部分が5メートルですか、3メートルですか、そういうふうにして右側に住宅の絵を描いた中で書かれと思うんですけど、決して三又地区だけがその水害に見舞うとか、そういうことじゃなくて、現に国交省がデータを出して、それを大川市がデータを作成しとる中で、どこが一番水位が深いのか、宮前小学校、北酒見地区、この辺メインに色が濃いと思います。だったら、そういうところに対しても、当然、市長が言われるように、私はどこに行っても説明をしますと、これでいいんですと言われた以上は、その大川市がつくっとるハザードマップに基づいて、どこの地区にやっぱり説明に向くべきか、この辺は全く、私自身が先ほど言うように、行政に対しては危機感がない、本当に自分たちが努力してでも大川市民は守ってやろうという意思がないようにしか私自身感じません。そういうことで、1つがそれ。

それから、私、配付していますのは、先ほどの三又校区の区長が出されとる案内ですね。それについての、ちょっと今、市長の答弁の中で私は選んだことですけど、まず、うちの市長はこの排水ポンプに関しては事あるごとに国交省に交渉しとる、交渉しとると言われていますけど、これは市長も御存じだと思うんですけど、県の事業であり、国交省に対しては工事内容についての要望、陳情は、窓口が違うと思います、私は。これは県に行くべきだと思います。だから、そういうところを考えれば、本当に要望、陳情に行く場所を明確に理解されているのか。こういうことによって、私は先ほど壇上で言うたように、要望のあり方も、陳情のあり方も、交渉のあり方も、わかってあるのかなという疑問に抱かれていますし、また、執行部も、市長が国交省に要望、陳情に再三父と一緒にいったとか、いろいろ言われておる中で、なぜ執行部は本当にどこに要望、陳情に行くべきですよと、国じゃなくて、県に行くべきですよというような指導をなぜしないのかと、私はこれ不思議でならないんです。そういうことですから、これ市長が言われていますから、（「議長、ちょっとお話してもいいですか」と呼ぶ者あり）いいですよ。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

議員、勘違いされていまして、私、国交省には再三行っていますけど、当然、県にもその同数行っていますよ。当然、県にも行っていますよ。当然、県にも行っています。県は、私

はこの国と県のあり方があるので、言いにくい部分がございます、私が大川市長としての立場として。ただ、県の事業だと言っても、強制排水ポンプは国の補助金があるんです、県に。県としてはやはり財源が国交省に比べたらすごい小さいので、少ないですから、国に比べたら、国がポンプを大きくしていいよと、補助金を出してもいいよと、その分、国の面倒も見ていいですよというふうになれば、それは県だって考え方が変わるだろうという思いがありますので、当然、私はこれは県の事業ですから、いつも毎年陳情するシーズンは、間違いなく最初に県に行ってから、それから、国に行っています。また戻ってきて県に行ったこともありますので、私はこれは県の事業だというのはわかっていますから、当然、国と同数、あるいは県のほうが要望回数は多かったのか、ほぼ同じぐらい私は県には行っていますよ。

○議長（古賀龍彦君）

6番。

○6番（石橋忠敏君）

ならば、私の答弁に対してその旨の明確な説明をなぜしないんですか。全てに対して私は市長の答弁を真に受けていますから、ああ、国交省、国交省、国交省、国交省の役員と電話で話した、私の秘書に対して国交省に対してどういうふうな意向でいるかという問い合わせをされとるということを私はここに聞いていますから。今、先ほど説明されるように、金の出どころ、予算の出どころは国だと。それによって国交省にお願いしとる、予算をつけてくれというお願いをしとる。しかし、この問題はもう予算は8トン、8トンついとるんですよ。国から予算を出せという話じゃないんですよ、これは。これは今現在、市長が話しよるように、中古賀に8トン、下流に8トン、8トン、8トンの暫定予算はついているんだから、これは工事の工法による要望・陳情である以上は、工法をやっとる県に行くべきであって、今、言われるように、いろんなどころに行かれとるのは私もわかりますよ。わかるから、それならそれらしくこの壇上での説明のときに、国交省、国交省、国交省という言葉ばかりを言わないで、県にも行って、予算のつけぐあいは補助事業だから、国がうんと言わなきゃだめだという説明をするべきじゃないですか。そうしないと、私はあなたが言っている、この壇上での答弁のあり方に対しては疑心暗鬼になりますよ。それで、私がそれを疑心暗鬼の中で、これは県の事業だから、国に何の要望に行くんだろうかと思っていました。

また、8トン、8トンの予算はもうある程度暫定予算がついているんだから、国の予算じゃなくて、県のほうにおりてきている予算、私は、その行政の予算の仕組みはおぼろげに

しかわかりませんが、8トン、8トンという排水ポンプがつくということを公表した以上は、県のほうに予算はそれなりの枠はおりにてきとることですから、私が要望するのは、その8トン、8トンを費用対効果を考えた中で、工法的に16トンという形に事業の変更をしてほしいということを私はお願いしとったつもりです。

だから、市長はそれは国とか、県とかに再三行かれてる、いろんなことを言われてる、それはそれでしょう。でも、今、市長が予算をもらってくるということについては、予算じゃないから。予算は8トン、8トンついてるんですよ。だから、あとはもう県がどういうふうな8トン、8トンをくつつけるか、くつつけないか、そこだけの問題ですから。にもかかわらず、国交省、国交省と言われるから、先ほど言ったように、要望、陳情の行き先もわからんのかなと。ましてや、市長が言われるように、市長が行動をとることは大川市の執行部もわかっているはずだから。私が質問してる内容を把握してるのであれば、執行部が市長に対して、これは国交省じゃなくて、県に行くべき内容の要望ですよというような、行くべきところを、それは道案内するべきじゃないかと。それでもしない。しないから、市長は間違ってますよ。またこの答弁でも間違っていますよ。執行部はちゃんと通告に従い、それなりに協議するんだから、ああ、この問題については国交省じゃなくて、市長、これは県のほうですよと、事業内容の要望ですからと、そういうアドバイスをやるべきじゃないかと。だから、言われるんですよ。温床があり過ぎるって。

次に、先ほど言ったように、じゃ、三又地区だけじゃなく、そこで見られてわかると思うんですけど、ハザードマップですか、その中で一番色の濃いところはどこですか。市長お願いします。

○議長（古賀龍彦君）

建設課長。

○建設課長（田中浩二君）

ハザードマップについてですが、色の濃いところ、浸水としては2メートルから5メートル程度ということになっていますが、（「2メートルから5メートル」と呼ぶ者あり）2メートルから5メートル程度が一番青い色で着色されてありますが、道海島地区、先ほど言われましたように、酒見地区、それと、下流の川口地区、こういうふうなところが洪水地域として青色になっています。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

6番。

○6番（石橋忠敏君）

であれば、確かに一番濃いのは北酒見地区ですよ。であれば、三又校区、私は決して三又校区だけなぜするんだということは言うつもりはないですよ。じゃ、これは大川市がつくったハザードマップである以上は、どこに浸水が行く、浸水率がどこが高いということぐらいは行政は当然わかっているはずですよ。ならば、市長が言うように、私は必要があればどこにでも私は出向いて、この件の排水ポンプについての説明をしますと、この壇上で言われとるんだから、なら、課長のところにも向島地区からとか要望が上がっていると思うんですけど、なおかつ、それが実現されないままずるずるになっている、私はこれはいいかげんにしてほしいなと思いますよ。だって、この向島地区にしろ、北酒見地区にしろ、一番濃い部所ですからね。課長もその辺を理解するなら、やはり市長も行くと言った、じゃ、地元も来てくださいと言っている。なぜそのコンタクトがとれないんですか。まあ、そういうふうなことだから、もうこれについて私はこの質問ではもう執行部の意見とかなんかは求めるつもりはないからいいです。本当はそうすべきですよ。

だから、明確に市長が私たち地元に対して説明に来る日程を決めてください。

それから、市長は、国交省が8トンでしかだめだと、8トンしか許可をしないと、それゆえに新橋水門には8トンしか設置できないという答弁を私はいただいていますけど、これは私自身そんなことはあり得る話じゃないと思ひ、これは国交省と福岡県知事に対して内容証明で公開質問状を上げています。国交省の返事は、うちは地元自治体と県とが協議した中で、その協議内容によって、うちに見えられて、国交省はそれでいいですよという返事をするだけであって、あくまでもこの排水量の8トン、仮に20トン、50トンという要望は地元自治体と県が協議して決めることであって、その決まったことによって河川管理をやっている国交省に対して協議を持ちかけられる。その中の三位一体で協議した結果が8トンですと。だから、国交省が8トンしか許可を出さないと、そういうことは国交省としてはあり得ないと。あくまでも地元からの要望に基づいた許可ですと。そういうふうなことを言われていますし、市長は、国交省はなぜ8トンしか許可をしないのか、8トン以上の許可をしない、しない理由は、私の私見ですが、結局、筑後川の氾濫、この筑後川の氾濫することを恐れて、8トン以上を許可しないんだと、そういうふうには私は答弁いただいていますけど、この問題

についても私はまた否定します。国交省の言葉というのは、河川の崩壊等については河川管理者である私たちが守ると。私たちの見解の中でやると。なおかつ地上に降った雨をいかなる国交省といえど、これでしか、例えば、8トンしか出させないとか、そういうことは、私と話をした人の個人的な私見として言わせてもらおうと、そういうことはありませんと。なぜかという、集中豪雨で降った雨が内陸部に降った雨は当然河川に流れ出し、それが太平洋に流れていく。これ自然の摂理ですと。にもかかわらず、地上に降った雨を河川にどれくらい、ここまでしか流し出させないとか、許可をしないということは、私の見解ではあり得ないでしょうねと。それは全て地元自治体と県と国との協議した中で妥当な線を見出すのは限界としてはあるでしょうという返事をいただいています。

それから、ついでの話をしますが、今、国交省からの限定水量というのは、ちょっと私も今、新聞持ってきていないんですけど、1.5倍になっていますよ。筑後川の水量は、想定ですけど。これちょっと余談ですけど。1.5倍になっています。ちょっと忘れたですね。八千何ぼかなんですよ。それはちょっと問題外ですから、ちょっと今のは取り消します。

それから、県のほうに私も、知事から直接じゃないんですけど、その担当の方だと思うんですけど、その方からも私は返信をいただいております。全て事業に関しては地元自治体との協議の中。そういうふうな形で8トンの数量の変更はできますかということも私は内容証明の中に出しています。質問内容の中に。8トンしか許可をしないということですけど、8トン以上に数量の排出に対しては可能ですかと。これ国交省に問い合わせをした内容ですけど。国交省とすれば、それは先ほど言うように、地元自治体と県とが協議した中でそれなりの適切なものであれば、再度協議しますということですから、例えばの話ですから、これは国交省が言った話じゃないんですけど、担当課が言った話じゃないんですけど、仮に内陸部に、例えば、1時間に100ミリも200ミリも降った場合についてとか、そういう想定外のものに関してじゃなくて、許可の内容的に言えば、許可として正式な印鑑を押して許可書を発行するような許可の内容じゃないと。それなりに順次応じて、地元自治体、県との協議の中で適切な数量の認可、許可をしますということで、本来8トンの排出量を変更できるかという話に対しては、地元自治体と県との協議の上で再度うちのほうにお見えになれば、これは協議した中で変更はできますと言われたらしい。それは当然ですよ。内陸部に降った雨、8トンしか出させないというんだったら、そこに降った地域の人たちは陥没するということから。そこまでの権限は国にはないと思いますよ。

だから、そういうことに対しても、うちの市長が言っとなるように、国が、国が、国がと、国が許さない、国が許可しない、国に行ってもうてあってももらえないと。この問題については今まで市長もみずから言っとなるように、いろんな問題があり、いろんな話がありますから、ただ一概には言えませんが、国が、国がと言われていたけど、国とすれば、うちのほうは地元自治体から協議に見えられたら、協議して、それなりの許可の変更はしますということなんです。

県のほうも、その辺は明確に知事の代理の方だったんですけど、その方からの文書については、排水ポンプの必要性と、なぜそこに排水ポンプを設置するのかという内容の答弁だけいただいていますけど、根本的なものは、回りくどいこと言うようだけれど、もう少し県とうちの自治体が協議して、その中で今の大川市の状態というものを訴え続けて、容量の変更を協議した中で県に認めてもらえれば、国はそれに対して8トンでも、10トンでも、20トンでも、それなりに適切と思えることであれば、協議の上で許可を出す、そういうふうに言っていました。

だから、そういうふうなことを聞くと、国がだめだ、国がだめだと言われてはいますが、私は正直言いますが、もう言いにくいものを言いますが、国のせいにするんじゃないよ。もっとあなたが県に対して、先ほど市長もみずから言っているように、私はけんか腰で言っていますよと、私はけんか腰で再三ねじ込んで言っていますよということを答弁いただいていますけど、どういうねじ込み方をされているのかなというのが1つ。

それと、ありとあらゆることから考えても、ただ事業の流れによって、それを完成させるだけが地元のためじゃないと思います。やはり事業というのはそのときそのとき現況に応じた中で設計内容も変更することもあると思います。そういう要所、要所をついた中で、県に協議を持ちかけるべきだと思います。

執行部に対しても、いろんな方がおられるから、本当に防災というものの意味を理解して、その防災に対してはこういうふうな交渉のあり方がある、こういうふうな言い方があるというようなアドバイスをすべきであって、うちの執行部は県に物申したら、県を怒らせたなら、後の事業が思うようにならない、これ市長が言われていますけど。それだったら、大川市民は何考えとるか。県の機嫌をとって、われらは被害に遭うんかいという話になる。もっと私ですらね、ああ、交渉の仕方がこういうふうにあるな、こういう交渉があるなと、私ですら漠然とでもわかります。でも、市長の答弁をいただいている中では、県に対してこれ以上

県の意向に逆らったら、今後、大川市の県の事業に対していろんな支障を来すから、あえて県の事業に賛同するべきですよと、こういうふうに言われています。

ところが市長は私の質問の中で、私も石橋議員と同様に8トン、8トンイコール16トンにするのが最高の事業だと私は思いますと、そう言われています。にもかかわらず、同じ当日の答弁の中では、私は県の事業は最高の事業だと思いますと、それによって、私は県の事業に賛同しますと、こういうふうな発言もいただいております。ならば、先ほどと同様、私は市長の答弁によって、私は石橋議員と8トン、8トンが最高の事業だと思う、その後の発言においては、県の事業が最高の事業だと思う、それによって、私は印鑑を押しますと、そういうふうに発言されていますよね。そうすると、それを讀んだ私は、大体どれが本心かいち。どこに信念があつての発言されとるのかというように、私自身は感じとります。そういうふうなこともあります。

今回の私のこの議席での質問に対しては否定されることがあれば、いつでも、先ほどのように否定してください。でなければ、あとはもう。執行部の意見というのは全く私は信じていないし、ただ単なる並べただけの答弁だと思っていますから、それは必要ありません。

それから、もう1つですね、次は、市長は確かに県とか、国に再々行かれたと言われていきますけど、これは市長の経過報告じゃないけど、公開質問状でも出して、日程を確認するしかないような話なんですけど、そういうことまでしようとは私は思っていないけど、ただ、私らの質問に対して、ほかの方は別です、ほかの方は市長の考えの中なんですけど、この排水ポンプに関しては、もう再三お父さん、父に頼んだ、父に言ってもらった、次に、私の父の秘書に国交省に電話を入れさせて内容を聞いてもらったとか。私、正直、きょう初めて言いますけどね、いいかげんしてくれち。わしらはあなたのお父さんの下におるんじゃないよち。あなたが市長でしょう。4年間の負託を得た市長ですよ。その市長であるあなたが、何かにつけて父に聞いた、父にお願いした、何したというような答弁をいただいとる以上、私は大体誰を相手に話せばいいのかなと思うんですよ。そういうこともありますし、これは全然余談ですけどね。余談ですけど、きょう初めて気づいたことがありますよ。私67歳です。多分あなたのお父さんも67歳ぐらいです。だったら、私も事あるごとに、ああ67歳かと、元気でおれるのはあと2、3年、5年かと思っています。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

ちょっとあと一言言わせて。続きをね。やっぱり続きを言わせてもらわないと、途中で区

切られたら、話が續かない。だったら、私、あと5年生きられればいいかなと。無事5年生きてよしか、10年やったら、よしだと思っていますよ、私。ということは、おたくのお父さんも、市長のお父さんも私と同年齢である以上、67歳か、68歳ですよ。この方が、これ本当失礼ですけど、私がそう思っているから、そういうふう思うんですけど、ああ、お父さんはあと5年生きるのかな、10年生きるのかなと、それ人の寿命ですけど。もし、これはあくまでも仮説ですけど、その本人さんが亡くなったり、動けなくなった場合は、あなたどうするんですかち言いたいですよ。父にお願いと言われとるけど。（「いいですか」と呼ぶ者あり）いいですよ、どうぞ。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

それはですね、余りいい発言では僕はないと思いますよ。というのは、福岡6区というのが私の父鳩山邦夫の選挙区なわけだから。要は私以外の首長だって、私以外の、例えば、その県議会議員の先生方だって、それぞれの御地元の要望に行くときには当然、鳩山邦夫事務所に行くわけですから。ただ、私の場合は、例えば、我が大川市の選挙区は鳩山邦夫先生であるから鳩山邦夫先生には国交省お願いしますという言い方は変だと私は思うから、だから、父親、父親って言っているわけですけども、何も私は何もかもすべて自分の人生におい父親に何もかもすがっているわけでもないし、私は自立した一人の大川市長という政治家だと思っていますけれど、私が言いたいのは、石橋議員が言われていることも何となく理解はしているつもりなんです、国と県と市と、いわゆる国と県、あるいは基礎自治体は、やっぱりパワーバランスがあるんですよ。そこを無視したら、やはり事業がなかなかできないですよ。私は16トンが最高の形だと言った後に、今の8トン、8トンが最高の形だと言ったのは、私は何度も何度も県の皆さんに、私は大川市長だから、8プラス8、16はできないんですかと言われて、それは厳しいと、それはまず無理でしょうと言われて、私なりに考え方を考えていって、これだったら、今の現状で8、8で行ったほうが一番いいだろうと思ったから、私自身が考え方を考えていったということですので、そうですね、私が何もかも父の背中に隠れて日々生活しているというのは全く違いますので、（「ちょっと待って、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀龍彦君）

6番。

○6番（石橋忠敏君）

わかりました、わかりました。今、言われていることがわかりましたというよりも、ただ、私はこの、これね、これ、この質問、私の一般質問の1日だけの質問の中に、今、先ほど言われるように、いろんな行動を起こした結果、これがいいと、考え方を変えた。それによって、私はこうしたいんだということであれば、日数があればいいんだけど、私は先ほど言うように、1日だけの答弁の1時間半の中で、これが最高と思いますと言っとる反面、今度こっちでは違った形で最高と言われるから、私は、ただ1日だけの間に、今、言われるように、考えが変わるのであれば、それはそれであり得るかなと思うんですけど、それを聞く私にしてみれば、大体この市長の考えはどこに本心というか、信念というか、本心があるのかな。じゃ、さきには石橋議員との16トンのほうが最高だと私も思いますと言っときながら、こっちでは県の事業がすばらしい事業だと思うと、それによって私は市長として印鑑を押すとか、賛同するとかという話を受けると、私はどっちが本心なのかなと思う反面、正直言うて、自分で最高だと思ったのやったら、とこんとん自分の最高だと感じたその事業の実現に向けて立ち向かうべきですよ。県にくじけずに、県にごまするようなことじゃなくて、自分で最高だと思っとるんだから。なら、最高だと思っとる事業に対して市長としての権限を生かして、その実現に立ち向かうべきですよ。ほんの1日の間に、いや、でも、やっぱり県がいろんなことを言っているから、県にはごまするという言葉は変ですけど、県の御機嫌とっていないと、大川市が将来事業がやりにくくなるからとか、そういうことで安易な考え方で自分の考えを変えるなんていうのは、私はいかがなものかと私なりに感じます。

だから、私はこの場ではっきり言っているのは、もう行政に対しては本当に大川市民の声というか、大川市民の今の置かれとる状況に対して行政が本来の姿を見忘れてしているとか、そういうふうに私は感じるから、こういうふうなことを言っているんであって、先ほども言ったように、いろんな否定される分については否定については私は説明しますが、もういろんなああだった、こうだった、こうだったということは、先ほど言ったように、求めませんので、もうそう時間がないから、私、どっちかという、せつちなほうですね。

ただ、今、言うように、いいことを言われたんですよ。市長て、あなたが最高って言ったじゃないですか。じゃ、最高になるため、最高の自分の夢を描くために、ありとあらゆる人間の、先ほど言われるように、力もかり、勉強もし、執行部に対しては教えを請うぐらいの

気持ちの中で物事を達成するぐらいの意欲があってほしいなと思いますよ。ただ単に言葉だけのやりとりなんかというのは、私は全く信用しませんから。その人が歩いた足跡だけしか信じませんから、私は。言葉というのは適当な言葉で適当な身繕いをするだけの材料と思っていますから、まあ余談になりました。

次に入ります。

先ほどお父さんの話をしましたけどね、これは、市長、本当にそう思うんですよ。お父さんは県議ですよ。いや、失礼、国会議員ですよ。6区の代議士です。だから、その6区の中の市町村の首長たる者はやはりそこにお願ひに行くべきということはわかっています。しかし、それを知っている人は理解できますよ。しかし、知らない人は、一般の人たちはあなたのお父さんが鳩山邦夫、6区の代議士ということ認識していない人は大川市の市長はお父さん、お父さんと言うけど、お父さんは何者だいというような解釈する可能性もあるんですよ。私はわかりますよ。あなたのお父さんが代議士であるということもわかります。13回期務められたということもわかります。しかし、それは私と市長あなたの問題であって、一般の市民にしてみれば、お父さん、お父さん、何にいつまでもお父さんとばかり言っているけどち。要は答弁内容が変に誤解される可能性もあるから、私も実際思っていますから。あら、鳩山先生はそれは確かに6区の代議士であると。しかし、そういうことによってアドバイスを受けるならいいんですけど、その秘書を使って国交省に電話を入れさせたり、だって、これも私言われたでしょう、市長。石橋議員が納得できなければ、父の秘書をつけるから国交省に行ってくださいと言われましたよね。で、私、じゃ、お願いしますと云ったりも、でも、それ実現しません。上の何とかという秘書さんに電話入れたんですよ、こういうふう言われとるから、あなた同行してくださいと。じゃ、わかりました、それについては用地何とか課の誰々が詳しいのがいるから、それを石橋先生のところに出迎えさせますからと言われたっつきり、それもまだ実現していません。となると、大体何やろうかと思うんですよね。

先ほど言われるように、あなたのお父さんはそれは6区の代議士。代議士やから、代議士のところに首長として物申してお願ひに行くのは当然だと、これも理解できます。しかし、こういう場でのお父さん、お父さん発言をされることは、私に限らず、一般の人たちもいろんな形で耳にするとすると思うんですけど、だったら、これが一番大事ですよ、市長、一番大事だと思います。それについてもそう。

私に対しての約束もまだ実現されていないんですけど、ただ、その場限りでの適当な言葉

を言われても、私はしつこいですから。とことん私が納得できるまで行きますから。だったら、自分で言った言葉についての責任ですよ。やっぱり首長ですから。首長であれば、私もこの中で失言すればやかましく言われるし、行儀が悪ければ、やかましくも言われます。こういう厳正な場ですから。厳正な場での発言についてはそれなりに根拠のある話と、言われた言葉についてもちゃんとした実現をお願いしたいと私は思っております。お願いをしたいというけど、要望しないとやっているから、要望しないんですけど。

じゃなくて、私がこういうふうなことがあるから、何で執行部は、市長には失礼ですけど、行政の中身、しきたりの疎いというか、3年やられているから、それなりに詳しくはなっておられると思うんですけど、市長自身が至らないことに関して執行部はのうのうとしているんじゃないかって、何で指導をして教えてやらないのかな。こんなことやってりゃ、市長自身も育たないと思いますよ。私は正直言って思います。私が言ってよければ——ちょっと待ってください、市長、あんたもう少し成長してくれよと言いたい。わしらも皆さんからばかの腑抜けの言われるような人間ですけど、それなりにやはり努力することも知っています。努力することも知っています。自分がわからないことはどこにまでも行っても、ちゃんとした確認をします。それによって、人様には物を申そうという考え方の生き方をしています。そういうことからすると、市長は忙しい身でありながら、執行部はもう少し市長を育ててやるという、失礼な言い方ですけど、市長に対してアドバイスをしたり、市長が私たちみたいなくだらない人間からとやかく言われないように、言われぬような市長をなぜ育てないのかなと思うんですよ。だから、都庁の職員さんたちと同じような温床があり過ぎるということをやっているんです。

それから、もう1つ、もう次に行きますけど、いろいろ私もいっぱい気づくこと書いてきたんですけど。それと、市長は、この場をかりて嫌みなものですよ、嫌みなもの。私が署名運動したことに対して、市長は、1万人、何万人の署名を持ってきたとしても、私が正しいと思うことに対しては私の判断でやると、こういうことを言われましたよ。しかし、これは選挙民である私たちが、市長も選挙民ですよ、私も選挙民、皆さんの1票1票で座らせてもらっている立場において、やはり1票1票を入れる人たちが1人おろうが、1万人おろうが、10万人おろうが、その場においてやはりいかなることがあろうが、私のワンマン、言葉は悪いんですけど、私が思うとおりにやるんだと、そういう市民の声は受けとめないんだということをやると、こういうふうなことを言うから、もう少し考えたような発言をして

ほしいなと思いますよ。そうしないと、市長を選んだ人間は何で俺たちのことを聞かんのかと、なったが最後、我がよかごとすつとかと言われますからね、これ。そしたら、私なら、これは削除しますけど、ええかげんせんかち言いたいです。おまえさん、何者かち言いたいですよ。これはあなたと2人で選挙で戦った私ですから、友達同士のなれ合いの言葉としてここで言いますけど、これ撤回します。言葉の表現ですから。

だから、答弁は必要ありませんけど、私たちが市長の答弁に対して判断を誤るような答弁のあり方とか、私たちがちゃんと理解できるような、先ほども言ったように、国交省、国交省、国交省と言われることによって、しかし、今、聞いてみれば、県にも行った、国にも行った、予算の出どころは国だから、当然、国にも予算をお願いしたと言われることですが、それはそのときそのときにそういう説明をされないと、私は、国交省、国交省、何でお門違いなところに行っているのかなという判断もしますし、また、お父さんの問題にしてもそうです。やはりよく知らないその辺のじいちゃん、ばあちゃんたちもお父さんのことは知ってあるから、ああ、お父さんのことやなという解釈をするかわからんけど、大川市民だけじゃないですから。やはりまた、首長も御存じのように、いろんな官僚の国交省にしろ、県の人にしろ、これインターネットで放映している以上は耳にしますからね、これ。

それと、私はお父さんに相談したと、ここに書いてあるのはですね、鳩山邦夫先生のことですけど、ただ、私はこれはおわびしなければならない部分がありますと、これは私が質問した8トン、8トンで16トン近い水量の可能性があるんじゃないかというようなことを地元の人たちに言われていますよと言うたことに対して、市長が私に言われたことはですね。おわびをしなければならない部分があるのは、父が8トン、8トンの16トンは可能性としてあるかもしれないというようなニュアンスの発言をされたというのは、多分父は現状がわかっていなかったから、そういう発言をしたんだろうと私は思いますと発言されています。ということは、あなたは現状もわからない人に相談をしているんですか。ということになりますよ。この文章からいくと、現状がわかっていないから、8トン、8トンは可能だというような曖昧な返事をその地元の人に言ったんだろうと。ということは、父は現状は理解していませんよということを市長は言っていますから。だったら、その現状のわからない鳩山邦夫先生に対して、わかっていない先生に対して、市長はいろんなことのアドバイスを受けているということを言われていますから。こういうふうなことも私たちそのまんまを聞いとると、内容的に一体何なのかなというように私も感じます。

それから、ちょっといっぱいあるんですけど、ここに書いてあります。花宗の排水ポンプも絶対私はやりたいと思っておりますと。花宗川の水門には絶対排水ポンプをつけなきゃいけないと思っております。これは要望し続ける。続けることによって、花宗川の本流にも排水ポンプをつけますと、それを私が市長だからやりますというようなことの内容を書いてあるんですけどですね。この問題も、じゃ、今の花宗川改修工事に伴う新橋の排水ポンプですら、地元の要望を聞かずに、8トン、8トンの予算がついているにもかかわらず、地元の要望を聞かない。国交省はだめだと言っている。そういうだめだ、だめだ、だから、諦めて、もうこれに対してはもう県の意向に沿うというような意向を持たれている市長が、改めてもっとハードルの高い花宗水門に対して排水ポンプをつけますと、それについては私もそれなりの要望し続けますというような答弁をいただいておりますけど、私も自分の議事録を見ながら、これほど父親が言ってもだめ、再三言ってもだめ、市長自身が言ってもだめ、もう全く取りつく島もないというような発言をされているにもかかわらず、片や花宗川には排水ポンプを私はつけますと、つける必要がありますと、それについては要望をし続けますというようなこと、どういう要望をされるのかなと。そこで、要望のやり方によっては、そこで気づかれる要望をなぜ新橋川の排水ポンプのときにその努力をしないのかなと、そういうふうにも私も解釈します。

○議長（古賀龍彦君）

石橋議員、この場は一般質問の場でございますので、行政に対して質問をしていただくようお願いいたします。

○6番（石橋忠敏君）

行政に対して。質問しているよ。

じゃ、そういうふうなことを指摘を受けましたので、じゃ、今、先ほどの質問、即答の質問ですけど、じゃ、国交省に対して、新橋水門に対しても、その排水ポンプに対しても、絶対国交省はノーと言っていると、ノーと言っていると、そして、国交省は筑後川に花宗川から排出する数量は8トンしかだめだと言っている、断言しているのに対して、同じ花宗川の本流に対して排水ポンプをどういう要望と陳情を上げてつけようと考えておられるんですかね。それについてお聞きします。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

私が花宗川本川の河口にポンプをつけなければいけないと言っているのは、これは似たようなことは以前答弁したかもしれませんが、花宗川改修計画自体は八女のほうからずっと来るわけですね。河川のいわゆる改修というのは最下流からというのが鉄則ですので、今、新橋川のところがなかなかうまくいっていない、今後、事業着手さらに加速化していくんだと思いますが、いわゆる花宗川と新橋川の大川市内の改修が進んでいくと、それは柳川、大木町、筑後、八女となっていったときに、いわゆる上流のほうの幅が広がれば、その分、毎秒流れる水の量が多くなるわけですから、それが恐らく30年後、40年後なんだろうという話でございます、八女のほうまで行くのはですね。そのときに花宗川の河口、花宗の本川にもポンプというのはつけなければいけないというような議論には、私は大川市がしていかなければいけないと思っていますし、沿川の地域がそれは一体としてしていかなければいけないと思っていますので、最高の形は、その花宗川の計画を今度策定しますが、その中に花宗川の河口にPというマークをつけてくれたら最高の形ですので、私はそういった要望は国と県にお願いをしていますけれども、国と県の皆様方は、再三言うのは、まずは今の現計画で新橋川が終わった後に次の議論としてそれは出てくるので、今すぐ即答はできないと言われておりますので、我々といたしましては、いわゆる花宗川全域の改修の進捗状況と合わせて、我々、最下流に来る水の量が多くなっていけばなっていくほど、我々はそれを強く要望をしていかなければいけないと思っていますし、これは二、三年ですぐ、よし、わかりました、ポンプつくりましょうという話には当然なりませんので、10年、20年、30年かけてでも私は要望し続けていきたいと。

○議長（古賀龍彦君）

6番。

○6番（石橋忠敏君）

わかりました。よくわかられておりますよね。花宗川が拡幅が上流に上がれば上がるほど大川市については水量がふえて一気に押し寄せてくると、そういう現実的な考え方を理解されていますけど、ならば、完璧に上まで行くまでに30年、40年かかるかかからないかは別問題として、そうなり得る要素が今あるということですからね。だったら、その思いの中でやっぱり新橋の8トン、8トンの排水ポンプについてもそういうふうな要望の中で、とにかく大川に今、私も壇上で言ったように、いろんな各方面から花宗川についての改修工事、40

年前の計画をなされた後に、人的に防潮水門ができ、今度は50メートル幅の河川に広げ、次に、国営水路の水路が流れ込む、そういういろんなもろもろの人的な事業によって、花宗川の当初の計画よりもはるかに危険度が上がってきている。それは今、市長も言われていますから。じゃ、その必要性の中で8トン、8トンの予算がついとるんやから、これを16トンにどうにかできないんですかということ、先ほど市長が言うように、将来にわたっての花宗川に排水ポンプをつけるための要望とする意気込みをこっちに持っていったらどうかなと私は思います。終わります。

それで、次に入ります。いいですか。

○議長（古賀龍彦君）

どうぞ。

○6番（石橋忠敏君）

私も一問一答の質問をするつもりは正直言ってありませんでしたので、議長が言われるように、質問に対しての答弁をとということです、あえてそれを答弁いただくような内容じゃなくて失礼しました。今回の質問については、先ほど壇上で言ったように、全く行政に対してこの質問をする意味がない。何ぼ言っても、何ぼ言い続けても、受ける側が本当に危機感を感じた中で行政の持つ力をフルに生かして、どうにかしてやろうというような意気込みが感じられないので、言いわけばかりじゃないけど、何か煮詰まらない話で時間ばかり無駄に過ぎていきますし、今回は質問の内容は私の一方的な発言だけで終わろうかなと思うとったもんですから。

じゃ、質問いたしますね。ハザードマップ、御存じのように、向島地区の宮前小学校の部分と、それから、上の北酒見地区、青い濃い部分ですね、この辺でも向島地区は、向島に住んでおられる方はよくわかると思うんですけど、向島地区というのは全てが堤防に囲まれているオランダと同様な地形なんです。であるから、北酒見の新大堰からの越した水量が向島地区に流れ込んだ場合は排出が不可能なんです。よその地域は幅広くそれを全面的に水が行き渡りますから、冠水する面積は広いだろうけどですね、向島地区は新橋の堤防に囲まれ、筑後川の堤防に囲まれ、花宗川の堤防に囲まれてオランダのような地形ですから、そこに流れ込んだ水というのは到底水かさが上に上がるだけであって、散るということはないので、そういうことから考えて、三又地区も大事な地域ですけど、向島地区も大事だと思うし、また、北酒見地区もそうだと思いますし、そういうことに対して市長が答弁で、どこに行っ

でも私はちゃんと説明しますということでしたので、この件について、する気があるんです
から聞きたい。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

私が以前、答弁で私自身花宗川改修計画についていつでも出向くという発言をしました。
それは事実でございます。あのときはかなり私と議員が激しくやり合って、感情論みたいにな
っていましたが、売り言葉に買い言葉的なことがありましたけれども、私は当然そのとき
には花宗川の改修計画に対して市民の方々が必要以上に心配をされているのであれば、私が
出向くべきだと、その当時は真剣にそう思っていましたけれども、ただ、深呼吸をして落ち
ついた感覚で話をしてみますと、どう考えてもおかしいところが出てくるんです。それは新
橋川、花宗川、これは県の事業でございますので、私がしゃしゃり出てって県の事業を説明
するのは越権行為なんです。なので、私としては、それは自粛したほうがいいのかなと、
個人的には今そういうふうを考えていますし、やはり県の皆様方が説明会をしていただい
たりということもありましたし、三又地区の区長さんたち主催の説明会もあったわけですが
けれども、やはり市が整備をする河川のことであるならば、私は説明会とかということがあり
得るのかもしれませんが、これは県の計画ですので、今、現時点では私は越権行為です
ので、自粛すべきなのかなというふうに思っています。

○議長（古賀龍彦君）

6番。

○6番（石橋忠敏君）

そういうことに関しても、やはり越権行為になるかならないのか、今、副市長と話をされ
た中で言われていますけど、だったら、最初からしないことです。また、そういうふうな
ことをするとか言わないことです。ただ、県の事業ということは熟知されとるんだから。
その中で、私もその三又地区の説明会のときに行っただけで、市長は中央に座られとる中
でされてましたから、これは県が主催する説明会なのか、大川市が主催する説明なのか、
聞いてみると、三又校区区長会からの要請で対応したのが大川市ですから。であれば、後々
になって、こうやった、ああやった、こうやったと言われるようなことであれば、こう
いう質問の内容も時間だけ無駄に過ぎてしまっし、結論を得ないまま時間終了になります
ので、

そういうことをとやかく一問一答とかなんかでやっても、今、言われるように、何かただ単に感情的になっていたから言ってしまったと。言ってしまったという反面に、実際、あなたは三又校区に行っているじゃないですかと言いたいわけですよ。三又校区の中で私も行ってましたし、地元の人たちが説明するのを地元の方がとめたり、いろいろされてましたよね。私、その場に行っていましたから。そこはそこでやっている。

じゃ、今度、向島地区にもそういう説明会やってくださいということによって、私はどこにでも説明に行きますよと言われたんやから、これを私は真に受けて、じゃ、向島地区にも来てくださいということを行っているだけであって、そしたら、この場においたら、もう越権行為だったからと。だから、今ちょっと考えていますということであれば、正直言うて、市長は先日のいろんな各議員の質問にとって、だらだらやるんじゃないと、今はスピードがなければできないと、だから、ばんばんばん事業をやるんだというような言葉を言われますけど、だったら、私たちに対しての発言に対しての実行もだらだらだらだらじゃなく、もう1回三又校区でやるとんなら、それが向島校区だろうが、どこだろうがね、私は説明に行きますと言われた市長なら、当然行けばいいことなのに、なおかつ今、越権行為になるから控えると。なら、控えると言われるのであれば、それを強引に私も来いとは言えない話ですから、それはそれで受けとめますけどね。

やはりもう少し話は的確に、そのときそのときというよりも、一つの筋道に沿うた話をするべきではないかなと思うです。でないと、私は今後この議会の本会議場で、行儀とか、作法とか、言葉遣いとか関係なく、私はやりたいことをやりますよ。この本会議場で言ったことを後になったら、こうやったから訂正する。じゃ、あなたは、私は先ほど言うたように、あなたの足跡は三又校区にあるんだから、1回、説明の場面というのは。それを人種差別じゃないけど、こういうことを私、三又校区の人には申しわけないんですけど、こっちには行ってやる、地元からの区長の要望。なら、向島校区も区長からの要望は田中課長受けとるでしょう。なら、これについては、いや、越権行為に準ずるからとか言われる。それだとすると、私たちはこの本会議でどういうふうに対応していいかわかりませんね。市長の言われることをころころころころ変えられるのであれば。私はもう発言については、私は真剣に聞いて、真剣に物事を考えているつもりですから、それを後になって、こうだった、ああだったと言われれば、もうリターン組と一緒に、何ら前には進まないんだなと思いますから、そういうこともいろいろ、今、この場で感じるんじゃなくて、全てに関してそういうふうな私

自身が感じ方があるから、だから、もう今後はこの排水ポンプに対する質問等については、登壇において先ほど言ったように、もう排水ポンプについては今後は控えますと。

なぜかという、言っている意味ないんですよ、この質問は。何も結果が出ないから、この一般質問は。ほかの議員さんたちもいっぱいおられますけど、一部の方の要望、陳情、一般質問に対しては、明確な結果というのが出るかわからんけど、私を例えたら話が、こういうふうな質問、答弁をされとったんじゃ、いつまでたっても、ただ単なるおぎなりの質問、答弁の場でしかないように私は感じるから、排水ポンプについては、県の絡み、国の絡みで、言葉は悪いんですけど、本市の問題じゃないんだということによって座布団を外されますから、それならそれでいいと。外すんだったら外されて、それで結構。だったら、質問する意味もないから、やめますということ、今後は控えますということ、私は壇上で言ったんであって、今後は本市にかかわる事業について質問しようと思っていますから、もう長い時間になりましたので、もうこの辺で終わりますけど、まだもっといっぱい言いたかったことあるし、だからこそ、当初、登壇で言ったように、大川市の執行部に対しても、市長に対しても、全く信頼じゃないけど、わしらの税金、これは市長、私たちが納税者である以上は納税した財源というのは私たちのために価値ある使い方をしてほしいんです。また、執行部に対しても、こういうことは偏見やけど、給料をもらって、あなたたちは執行部として大川市民のために働いてくださいということの義務ですから。にもかかわらず、曖昧なこと、曖昧なことで、だらだらだらだらやられたんじゃいけないから、そこで追及、チェック機関として私たちは言っているんだけど、そのチェック機関の発言にすら曖昧な回答ばかりをいただくようであれば、この議会は何ら価値がないように感じますよ、本当、何回も言わせてもらいます。

もう私は正直言いますね。鳩山市長と行きがかり上、選挙で戦った。結果的には私が大敗しました。であるけれども、現職に復帰した後に、私なりに意見を言う、私なりに気づいたことを言えば、何だあの野郎は選挙で負けとるから腹いせにあんなことを言っているち思われがちだったから、今まで一切6月までは言っていない。でも、今からは本当に市長としての市政のあり方について徹底して私は追及します。

終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は10時25分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（古賀龍彦君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、14番箴島かおる君。14番。

○14番（箴島かおる君）（登壇）

おはようございます。議席番号14番の箴島かおるでございます。

まずもって、このたびの熊本地震で被災をされた多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。4月14日に震度7の前震に始まり、その28時間後にはそれを上回る観測史上最大の震度7に見舞われ、数日間で震度5以上の余震が10回を超え、今なお震度5を超える余震が続いており、不安な日々が続いているとは思いますが、一日も早い復興を心から御祈念申し上げます。

それでは、本日は通告に従いまして、大川市の防災と障害福祉政策についての質問をいたしてまいります。よろしくお願いいたします。

大川市の防災問題につきましては、今定例会においても熊本地震に関連して多くの議員が一般質問で取り上げられましたので、議論を出し尽くした感はありますが、私なりに質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

熊本地震が起きるまでは、大川で大地震が発生するなど、正直、現実味が薄かったのですが、熊本地震の発生でわかったことは日本中どこにいても大地震に遭遇し得るということだったのではないのでしょうか。ここ30年くらい前から駿河湾を震源地とする東海沖地震が取り沙汰されて、東海トラフと南海トラフが連動して起きる大津波を伴う大地震が今後30年間のうちに発生する確率は50%を超えたなどとテレビなどで報道されています。

つい先日、6月10日に発表された政府の地震調査研究本部の資料によれば、今後30年のうちに震度6以上の地震が発生する確率は、千葉市で85%、水戸市と横浜市で81%、高知市で73%、静岡市で68%、大阪市で55%、東京都で47%、名古屋市で45%などとなっております。ちなみに近隣では佐賀市で8.2%、福岡市で8.1%、熊本市で7.6%となっております。

なお、この数字は平成27年12月末時点の予想数値ですので、熊本地震発生以前に予想され

た数字です。つまり、地震調査研究本部はことしの初めには熊本よりも佐賀で震度6以上の地震が起きる可能性が高いと判断していたということです。

しかし、ここ30年の間で震度7の大きな被害を伴う大地震は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、それと、平成28年熊本地震、全て予想確率の低いところで発生しております。熊本地震については、平成26年の予想では0.6%から6%の予想でした。90%以上の確率で地震は起きないという予想だったのです。あすの雨の確率は6%以内との天気予報が出されたら、雨の用意をする人はほとんどいないと私などは思うのですが、地震の予知では6%の予想確率はかなり高いのだそうです。

つまり、言わんとすることは、日本にいる限り、予想はどうあれ、大地震はいつ、どこで起きても不思議ではないということです。ということは、地震などの自然災害は防災計画が必要なことは当然ですが、それにも増して被災計画についてもしっかりと計画すべきだということです。

大川市の現在の防災計画もかなりの事細かく規定されておりますが、改めて読み返してみますと、被災してしまったときのマニュアルは不備なように思えました。被災地の各種団体の機関などへの連絡などは、書式の様式などを含めて事細かに規定されてはいるものの、本当に大災害に見舞われたときには、このとおり実行できるのでしょうか。

熊本地震の際は、人吉市、八代市、宇土市、大津町、益城町などが、災害対策の拠点となるべき自治体の本庁舎が大きな被害を受け、対策本部を庁舎外へと移転せざるを得なくなりました。宇土市などは、きのう、市長も言われましたように、本震の直後は庁舎前の広場に急遽テントを設置して、電話回線も1本だけで、そこを対策本部としたのだそうです。益城町では2012年に耐震工事が終わっており、震度7の地震にも耐えられるはずだったのが、前震ではガラスの一部が破損し、本震で建物にひびが入るなど、庁舎が使えなくなり、保健福祉センターに災害本部を移さざるを得なくなりました。

このような震災に直接的に対応する役所自体が被災し、職員の中にも個人的に相当な被害を受けた方々も数多くいらっしゃるはずです。そのような状況の中で災害の初期対応が防災計画に定めてあるように計画どおりに整然とできるものなのでしょうか。

私は、現在ある防災計画のほかにも災害に被災したときの最悪事態を想定した、そのような非常時においても市役所の事業をどうやって継続するかという事業継続マニュアルといったような行動計画を策定すべきだと思います。策定するだけでなく、常日ごろから被災時を

想定した訓練などを行うべきだと思います。今回の熊本地震では、大川市からも被災地に職員を派遣されていると思いますが、そのような職員の皆様の知見を生かした実務的な事業継続の行動指針を策定していただきたいと思います。これは市民の生命、財産を守る市役所の重要な職責だと思いますが、鳩山市長のお考えを伺います。

それから、今回の熊本地震で問題となった一つに避難所の問題があります。避難所の開設、運営は、以前はその場所に派遣された自治体職員が担うことが主流でしたが、数々の災害を経験して、庁舎が被災したり、職員自身も被災している中で、避難所に派遣できる職員が確保できないなどから、そのようなことが不可能に近いことがわかってきたことから、避難所の運営は地元の人々が運営するという方向になってきているのだそうです。

そうした中で益城町では避難所の運営マニュアルが整備されておらず、どのように避難所を運営していいかわからず、必要物資の把握や要請連絡もままならず、混乱した避難所もあったそうです。

一方では、指定避難所以外の場所で車中泊などで集まった人々で自主的に行動し、避難所をうまく運営していたグループもあったそうです。指定避難所でないため、支援物資も届かず、役所にイベント用の大鍋があったのを思い出し、役所が貸し渋るのを無理やり交渉し、材料を近くのホテルや食料品店などと交渉し、そこに集まった被災者同士だけで1日で2,000人分ものの食事を賄ったのだそうです。

災害時においては、自助、共助が必要だとはよく言われます。自助、共助を有効に働かせるためには、日ごろからの防災活動や住民同士の連帯感の醸成が必要です。東京都は住民の防災意識の向上や災害時の自助、共助を促すために、「東京防災」という住民向けのB6サイズの350ページくらいの防災ガイドブックというか、防災ハンドブックを作成しております。中身を見ますと、被災時の注意点や避難所開設のプロセスとか、避難所生活の心得、新聞紙を利用した寒さを防ぐ方法とか、懐中電灯とペットボトルを利用したランプのつくり方、サラダオイルを使った簡易コンロのつくり方など、ぱらぱらと流し読みしてもおもしろい本です。じっくり読んでも、被災したときの心構えやためになる知識が自然と身につくのではないかと思わせるすばらしいできばえです。この冊子は750万部を作成し、都民に無償配布していたのですが、余りに要望が多く、増刷して、現在は税込みで1部140円で一般書店でも販売しております。スマホなどで見るのでしたら、無料でダウンロードできます。鳩山市長ももうごらんになったかと思いますが、大川市でこのような冊子を作成して、市民の防災

意識の向上を図れないでしょうか。

調べてみますと、この冊子に東京都は20億円もの費用をかけているのだそうでした、大川市が独自に制作するのは無理としても、東京都から購入して各家庭に常備してもらおうとか、小学校や中学校の教材として採用できないものでしょうか。市長の御意見をお聞かせください。

次に、大川市の障害福祉計画について質問いたします。

障がい者をめぐる環境は、平成24年、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法が制定されて以来、障がい者の支援事業所、中でも就労継続支援A型事業所の数が急増し、平成19年全国で148か所だったものが平成27年度4月には2,707か所にまで急増しております。支援事業所がふえることは喜ばしいことにも思えるのですが、事業所運営主体が従来の社会福祉法人やNPO法人だったものから、営利事業法人が経営主体となっている事業所が多くを占めることとなっております。急増した事業所の中には障がい者就労の専門的な視点を持った職員がいないところがあり、開業時の行政による厳格な審査とともに、障がい者のケアプランをつくり、A型事業所での就労を促す相談支援専門員が事業所の運営を見きわめる必要があるなどの論評されておりましたが、平成27年4月に障害福祉サービスの報酬改正で短時間利用者については報酬が削減されるなどから事業所が突然閉鎖されるなどが新聞で報じられております。

大川市においても、障害者総合支援法に基づき、平成27年3月に第4期大川市障害福祉計画を発表されております。私はこの大川市の計画書を読んでみたのですが、大川市がどのような方針で障がい者への福祉政策を目指しているのか、見えてまいりません。障がい者の御家族も高齢になられると、障がいを持つ子供を残したままでどうになってしまうのだろうなどと考えると眠れない夜が続くのではないのでしょうか。

私は数多くの行政課題がある中で障がい者対策は後回しにできない課題だろうと考えますが、鳩山市長は障がい者支援対策全般についてどのようにお考えでしょうか。所見をお聞かせください。

あとは質問席にて質問いたします。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）（登壇）

箴島議員の御質問にお答えいたします。

まず、大規模災害が発生した後の対応マニュアルについてであります。本年4月に発生しました熊本地震は熊本地方で震度7の地震が2回にわたり発生し、現地では現在も余震が続いております。

現在の大川市地域防災計画は平成27年2月に改定したところであり、災害対応のマニュアルとして考えておりますが、この熊本地震における現地の課題などを勘案し、不足の部分については個別の対応マニュアルの策定を検討していきたいと考えております。

次に、大川市の防災ガイドブックにつきましては、地域防災計画の改定に伴い、本市の特性を踏まえ作成したものであり、平成26年6月に市内全世帯に保存版として配布いたしております。

その内容としては、地震、台風、大雨などの災害に対する日ごろからの準備や心構え、災害の程度に対しての被害予想、地域で災害に備えるため組織し活動を行う自主防災活動、高齢の方やお体が不自由な方が避難をする際の支援方法、災害が発生しようとしているときの自主的な情報収集方法など、防災、減災のための情報を多岐にわたり記載しており、大川市のホームページにおいてもごらんいただけるようになっております。

ことしは九州北部は6月4日に梅雨入りし、平年より1日ほど早い梅雨の入りとなりましたが、これから大雨、また、台風の襲来もありますので、ガイドブックをいま一度御確認いただき、災害に対する備えを各御家庭で行っていただければと思っております。

東京都発行の防災ハンドブックである「東京防災」は、B6サイズの冊子で内容も多岐にわたり、350ページほどの構成となっております。これについては本市のガイドブックに記載がない内容も盛り込まれておりますので、今後、ガイドブックを改訂する際には東京都を含めた他市のものを参考にしていきたいと考えております。

次に、大川市の障害福祉計画についてお答えいたします。

近年の少子・高齢化や核家族化の進行に伴い、個人の価値観や生活スタイルが多様化し、地域での住民相互の社会的つながりが希薄化する中、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応、それから、議員御指摘の障がいのある方の自立支援など、求められる福祉ニーズも複雑・多様化しております。

このような状況の中、本市におきましては、平成23年3月に障害者基本法に基づく第2次大川市障害者基本計画を策定し、障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を

定め、障がいのある方へのさまざまな施策を展開しております。

また、障がい者施策を具体化するための事業計画といたしまして、平成27年3月に障害者総合支援法に基づく第4期大川市障害福祉計画を策定し、障がいのある方の地域生活を支援するサービス基盤の整備等について、計画的な施策の推進を図っているところであります。

この第4期大川市障害福祉計画では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に必要な量を的確に見込み、その提供体制の確保等に関する基本的事項を定め、各施策に取り組んでおります。

現在、障がいのある方やその家族からの相談件数が年々増加し、障害福祉サービスの利用を希望する方もふえていますので、特に相談支援体制の充実・強化とサービス提供基盤の充実にかかわる施策を重点的に取り組んでおりますが、議員御指摘のとおり、障がいのある方が自立して日々の生活を営み、親なき後も安心して過ごせる生活を実現することが障がい者施策の一番の目標であります。

したがって、目標実現のためには、まずは、日常生活を支える基盤としての経済的な自立が必要となりますので、障がいのある方の就労支援につきましても、障がいのある方一人ひとりの個性と能力を尊重し、職業を選択できる支援ができるよう、国や県、関係機関、サービス提供事業所と連携し、継続して行っているところであります。また、障がいのある方の権利と財産を守るための支援も重要となりますので、成年後見制度を活用しながら権利を擁護する取り組みも強化しているところであります。

いずれにしましても、障がいのある方は年々増加しており、求められる障害福祉サービスも多岐にわたっていることから、障がいのある方への支援は重要な行政課題となっております。また、これからの福祉施策の実施に当たっては、地域住民の皆様方の御支援・御協力が不可欠となっております。

本市といたしましては、障がいのある方が地域住民の皆様とともに、住みなれた地域で自立して安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを進めてまいりますので、今後とも市民の皆様方、議員各位の御支援・御協力をよろしくをお願いいたします。

以上、答弁漏れ等がございましたら、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

市長、答弁ありがとうございました。

災害時の大川市の行政の業務継続計画は積極的とは聞こえなかったんですけども、積極的に考えていただくということで私は捉えさせてもらってようございますでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

地域支援課長。

○地域支援課長（古賀文隆君）

災害時に庁舎で被害を受けまして通常業務ができないという場合には、業務継続計画、BCPというこの計画を策定することになります。これは福岡県内では60自治体の中で現在策定しているのは9自治体、全国では大体3割、36%ぐらい計画を立てておりますので、この計画については、きのう、総務課長も答弁いたしましたように、早く策定に着手をしていきたいと思えます。

ただ、この着手するに当たっては、庁内の幾つもの課が集まったところの策定となりますので、そこに時間はかかってくるかと思えます。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

確かに時間はかかるでしょうね。私が積極的というのは、時間はかかっても大川市にとってどういうふうな防災が一番必要なのかと、計画が必要なのか、そういうことを言っておるんですけども、それを先ほど市長はこの「東京防災」、この分を参考にしてやっていくとおっしゃってましたので、必要じゃないところもありますよね、地下鉄とか、そういうのはありますが、でも、ひょっとしたら市長が東京に行って地下鉄にそういった遭遇したというときには、このマップが役に立つと思うんです。だから、全てが何でも大川市のここだけで日ごろ生活をしているんじゃないで、皆さん東京に行ったり、大阪に行ったり、海外に行ったり、いろいろされると思うんですね。それがこういうので役に立つんじゃないですかということ。さらに、これに大川市にとってどういったところを、これいろんなものを見させていただいて、参考にして、大川市をこれからよりよく住みやすいまちづくりのためにはどうしたらいいかということを考えていただきたいということを私は言ったつもりでございます。

でも、時間はかかるけれども、積極的にとは言っていないけれども、先ほど市長がこれを参考にしながらということをお願いしたので、行政の業務継続を図ることが目的であることを留意して計画の策定をしていただくようにぜひお願いしたいと思います。

私が市役所の業務継続計画の必要性を言うのは、大川市が震度7の地震に見舞われる確率がゼロではないからです。大川市の地域防災計画では、地震の想定として水縄断層帯を震源とする地震を想定しています。大川市のほとんどの地域で震度5弱、建物被害は木造家屋を中心に10棟が全壊、人的被害では死者1名、負傷者が80名発生すると想定されております。この程度であれば、大川市の業務の継続が危ぶまれるほどではないと思われま。しかし、お手元に（資料を示す）これをお配りしていると思うんですけども、これはたまたま私が見つけたものなんです。打ち合わせのときにはこれ出てこなかったんですよ。後で出てきたんです。申しわけありません。お手元に内閣府の地震調査研究本部が作成した地震と余震地図の中からコピーした震源断層別の大川市に関する地図をお配りしておりますが、この地図を見ると、一目瞭然ですが、真ん中の地図が、いいですか、その真ん中の地図ですけども、ここが一番真ん中ですね。佐賀平野北縁断層帯というところ。佐賀平野北縁断層帯が動いたときの地震予測地図です。その左が水縄断層帯です。佐賀平野北縁断層帯が活動したときの地震規模はマグニチュード7.5と推定されるそうです。佐賀平野を横切るような形で、西は多久市南多久町付近から背振山地の裾野を沿うように、東は久留米市の長門石町付近まで東西に38キロメートルの断層帯です。

ちなみに佐賀市の地域防災計画では平成27年3月の計画書では、佐賀県は地震空白地帯と言われていて、佐賀県内の活動層は確実度、活動度ともに小さいと見直し、この間、修正されて、平成28年3月版では佐賀平野北縁断層帯が活動した場合は、被災想定は死者数は最大で約2,800人、死者率1.2%、建物の全壊・焼失数を3万4,000棟、全壊・焼失率26%などと防災計画の見直しを行っております。大川市のすぐ隣の佐賀市でこれだけの被害を想定しているのに、大川市では全く被害がないなどとはあり得ません。

先ほどお示した地図を見ますと、大川市も震度7の地震が起きないとも限らないことがわかります。大川市の地域防災計画では、大川市に一番近い断層帯は水縄断層帯だとして、それによる被害想定をした防災計画を立てております。佐賀平野北縁断層帯については一言も触れておりません。大川市でも佐賀平野北縁断層帯による地震を想定した防災計画にすべき

だと思うのですが、地震は行政区域が違うからといって県境でとまってはくれないと思います。大川市でも早急に防災計画の修正を行うべきだと思うのですが、いかがでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（古賀龍彦君）

地域支援課長。

○地域支援課長（古賀文隆君）

地域防災計画の見直しということでありますけれども、現在の地域防災計画、あるいは国、国土交通省、気象台のシミュレーション、これは大体震度7、過去最大規模の自然災害を想定したものでございます。その後に熊本地震震度7、2回発生をいたしておりますので、これについては、今後いろんな方面、つまり、建築基準、それから、いろんな被災者、被災後のマニュアル等、そういったものは各自治体で制度改正はしていくものと思います。

先ほど議員言われました水縄断層を想定した部分ですけれども、当然、この後、国とか、県、それぞれ防災計画を持っておりますので、そちらのほうとの整合性も出てきます。当然、佐賀市は接しておりますけれども、そちらのほうとの整合性もありますので、先ほど市長が答弁いたしましたよう、必要な部分は改正をしていきたいというところでございます。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

済みません。今、最後の言葉がちょっと聞こえなかったんですけど。

○議長（古賀龍彦君）

地域支援課長。

○地域支援課長（古賀文隆君）

先ほど最後の部分ですけれども、きのうの龍議員の質問で市長が答弁いたしましたところでございます。今後、国とか、県計画についての改定後、必要な部分については見直し作業を進めていきたいという意味でございます。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

ただいまのは県と相談しながらということなんでしょうか。それとも、決めるとの趣旨の

お答えということに捉えさせてもらっていいんでしょうか。どんなでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

地域支援課長。

○地域支援課長（古賀文隆君）

県と相談という意味合いもありますけれども、当然、国の防災計画と県の防災計画、整合性をとらなければなりません。先ほど国の最大規模、今、L2とか、新たなステージに入ったとかいう、そういった言葉を使っておりますので、今の防災計画、150年に1度という想定での災害ではありますけれども、これが1,000年に1回というスケールの災害という方向にシフトいたしておりますので、そこら辺も踏まえたところで、国、県、そういった整合性をとっていくという意味でございます。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

じゃ、今の課長のお答えは整合性とおっしゃいますけれども、これは震源断層を特定した地震震度予測地図、これは国のほうから出している分なんです。それを整合性と言われるんですか。これははっきりホームページで出していますよ。いかがですか。

○議長（古賀龍彦君）

地域支援課長。

○地域支援課長（古賀文隆君）

整合性と私が申し上げたのは、確かに国のほうのホームページ、このお配りいただいた資料、私ちょっと初めて見たんですけれども、きのうも北海道、地震あっております。茨城県でも地震あっておりますので、いづどこであってもおかしくないというふうな認識を私ども持っておりますので、きょう、議員からお示しいただいたこの資料、これも当然考えたところで改定するに当たったときは改定させていただきたいという意味でございます。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

課長、ありがとうございます。ぜひそれは考えていただきたいと思います。

この地図からすると、福岡市よりもかなり離れているんですね。それで、佐賀平野北縁断

層帯、これ佐賀県側に寄っています。その中に長く帯状に水縄断層帯よりもさらにつながっているような状況になっておりますので、これは危険がいっぱいと思います。そして、9万年前には爆発というか地震があっているらしいんですけど、そのときは誰もいなかったと思うんです。これがいつ何どきあるか。地震というのはどんどんと地震層、地震層というか、土地がですかね、だんだんとずれてくる、このずれが地震を起こす過程だと思っておりますので、私もこれが絶対地震が起きるとは断定できませんよ。だけど、それを想定しながら、そういった大川市の市民のためにやっぱり生命、財産を守るためにはどうしたらいいかということをして市の職員の皆様、執行部の皆様、市長初め、頑張ってくださいと思っています。これが書いていないからということじゃないんですけど、こういうことが上がったということを知っていただきたいんです。ぜひそれはお願いします。

そして、基礎自治体が独自に動きやすいような大川市独自の防災計画があっても私はいいいと思います。

いずれにいたしましても、このような防災計画を実行しなくてもいいことが一番よいことだと思います。

次の質問に移ります。

私が市民向けの防災ハンドブックみたいなものをつくれなにかとの質問をしたのは、実際に大きな災害に見舞われたときには住民の防災意識のあるなしで、その避難生活の状況が大きく変わると思ったからなんです。私がこの「東京防災」という冊子を手に取って読んだときに、これは防災意識の向上につながるなと思いました。私一人読むだけではなく、多くの人に読んでもらいたいなと思ったからなんです。行政の執行部の皆様も1冊140円なので、送料は別途にかかるとしても、お安いものなので、ネットで注文するなど、ぜひとも手にとって読んでいただきたいと思っています。

被災時において、自助、共助、公助という言葉がよく使われます。大災害のような極限状態では、公助に頼ることなく、自助、共助が大切であろうと思います。そのようなときに防災知識があるのとないのとでは大きな違いがあるのではないのでしょうか。

教育長にお尋ねします。私は小・中学校で授業の一環として子供たちにしっかりとした防災教育を行うことが必要だと思うのですが、教育長、どのようにお考えでしょうか。御意見をお聞かせください。

○議長（古賀龍彦君）

記伊教育長。

○教育長（記伊哲也君）

小・中学校の防災教育について御質問ですが、昨日、池末議員からも御指摘はございまして、全て下川課長に答弁をさせてしまいまして、私自身が答弁をすることができなかった非常に反省をいたしております、その機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

昨日の答弁では、あくまで調査をしっかりとやっていくということで耐震についてやったんですが、もう1つ大切なことは、子供たちにいかに防災の意識を高めるかという意味で、防災教育については非常に必要であるという認識をいたしております。

災害は忘れたころにやってくるという言葉がありますが、あれでは通用しない時代ですね。14日にあって2日後にあったわけですから、みんな忘れてはいなかったはずなのに、やはり家に戻ってしまって被災された方々も多いと。つまり、やっぱりそういう災害は忘れるからやってくるんだなというのを改めて感じたところございまして、箴島議員が御指摘のとおり、防災教育、子供たちへの意識という面では非常に大切なことかなというふうに思っております。

5年前に東日本大震災で、当時は市内の小・中学校は主に火災避難訓練だったんです、計画書を見てもみますとですね。それが5年前に私は大川中におったところに、幼稚園のほうから、保育園のほうから、風浪宮保育園、白鷺幼稚園のほうから、もしも、花宗川の川が氾濫して逃げる場所が宮前小学校になっていると、水門を越えていかなきゃならないわけで、非常に困っているんだと、ぜひ大川中学校のほうに来たいんだけど、非常に近いしということで。それいいですよ。それで、じゃ、せっかくならば、その日、防災合同避難訓練をして、中学3年生に迎えに行かせましょうということで、百二、三十名の幼児の子供たちを中学3年生の20名前後の子供たちが連れてきたということなんです、合同避難訓練をやって、そのことが福岡県民運動の中で表彰されたというふうになりました。

そういった意味で、そのころから市内全域、火災ではなくて、火災も含めた、例えば、水害、火災、そして、この地震に対する避難訓練を入れております。現に多いところでは川口小学校でしたかね、この間、学校訪問に行ったんですが、年間に4回もしているわけでございます。それだけ河川に近いということもあってでしょうが、体験的な防災に関する活動をしていただいていると。ただ、これはあくまで昼間の学校があつていときの避難訓練でござ

ざいまして、休みや夜の場合はなかなかこれできないと。

そういった意味で、教育課程調べてみますと、安全教育という中で家庭での被災に遭った場合の対応については結構載っているんですよ。指導もしているというふうに聞いていますが、ただ、大川ならではのものではないですよ。やっぱり一般的な教材でございますので、やはり大川ならではの防災に関することについては改めて確認する必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

ありがとうございました。子供たちの防災教育、意外と私が知らないところでも川口小では年に4回やってあるとかというお話を聞きまして、そういう認識というのは子供たち小さいときに植えつけられたことは将来に向かって被災に遭うときにどういった立場で、どういう形でなるかというのは、これがぜひ経験のもとに皆さんのリーダーとして積極的に防災がうまくいくんじゃないかと思っております。

そして、今さっき教育長がおっしゃっていた「東京防災」、これを見せましたけれども、これは小学校版とか、中学校版とか、そういうのもあるそうなんです。そういったのも参考にさせていただければ、あくまでもこれが全部大川市のものじゃないんですけども、先ほど言いましたように、どこで被害に遭うかわからないということで、こういうふうなものを簡単にぱらぱらと見るのもすごく楽しい本でございます。中には漫画が移動するようないろんな仕組みもありますし、ぜひこれ手にしていただきたいと思っております。

防災知識を学ぶ中で、助け合いの大切さ、そして、みずからは何もしないで誰かが助けてくれるのを待っているだけでは助かるものも助からなくなってしまうなどと学ぶことから、しっかりとした、先ほど言いましたように、リーダーシップも学べるのではないかと思いますので、そして、そのようなリーダーシップは災害時だけではなく、日常の社会生活でも十分に役立つものだと思います。学校教育の中で防災教育を根づかせていただきたいと要望しまして次の質問に移ります。

では、大川市の障がい者福祉政策について壇上でも触れましたが、5月22日付の西日本新聞で、「就労継続支援A型事業所について、雇用障がい者の賃金未払いのままA型事業所突

然の閉鎖、指定の久留米市は対応に苦慮」と報じられていましたが、新聞によりますと、「A型事業所はここ数年増加の一途をたどっている。一定の就労が可能な障がい者と雇用契約を結び、自治体から指定を受けると、国などからの給付金が支払われる。雇用に対する助成金も別途支払われる。増加の陰で不正が疑われ、指定が取り消される事業所も出始めた」と書いてあります。

そこで、大川市の現状について伺いますけれども、大川市においてもA型事業所がふえているのでしょうか。障がい者への就労支援事業所には、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所がございしますが、ここ4年か5年かくらいの事業所数の推移をお示しいただいてよろございますでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（永尾龍之介君）

第3期の障害福祉計画の計画年度が平成24年度から26年度までの3年間となっておりますので、この3年間と第4期のうち実績値の出ております27年度、合わせて4年間の数値を申し上げます。

月平均の利用された人数でございます。まず、就労移行支援は一般の会社等で働くことを希望する人に一定期間就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うところでございまして、24年度が計画値が10人、実績値20人、25年度が計画値12人、実績値22人、26年度が計画値14人、実績値17人、27年度が計画値29人、実績値8人でございます。

次に、就労継続支援A型でございますけど、一般の会社等で働くことが困難な人に働く場の提供と知識、能力の向上を図るために必要な訓練を行うところでございます。B型との違いは雇用契約を結ぶということでございまして、利用者本人と事業所が契約を結ぶ事業所になります。24年度が計画値25人、実績値26人、25年度が計画値38人、実績値27人、26年度が計画値56人、実績値30人、27年度が計画値47人、実績値53人でございます。

次に、就労継続支援B型でございますけれども、24年度が計画値45人、実績値66人、25年度が計画値56人、実績値75人、26年度が計画値69人、実績値78人、27年度が計画値108人、実績値88人でございます。

以上でございます。

済みません。申しわけありません。箇所数でございますけど、就労移行支援は市内には事

業所が2か所あります。A型が現在7か所。B型が5か所でございます。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

やっぱりA型事業所がふえているんですね。

お伺いしますが、A型事業所がこれだけふえるのはどういった要因なのでしょう。利用者の要望が多いからなのでしょう。事業者側から見て収益事業として収益が見込めるせいなのでしょう。それとも、行政側の政策的な観点から事業所の増設を望んでいるせいでしょうか。教えていただけませんか。

○議長（古賀龍彦君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（永尾龍之介君）

A型事業所の数は、先ほど申し上げましたように、市内に7か所ございます。そのうち1か所は平成26年度に、4か所が平成27年度に開設されておりますので、26年度、27年度のこの2年間で5か所ふえております。

これにつきまして新聞記事にもありますように、A型事業所には国からの雇用助成金制度があるということがふえている理由の一つではないかと思えます。また、障がいを持ってある方が利用される方の希望がふえているということも確かにございます。

市のほうとしまして、事業所がふえることは障がいを持ってある方、利用される方の選択肢がふえるということになりますので、望ましい方向にはあるということで考えております。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

確かに私が何年前だったですかね、障がい者の自立支援法というのが敷かれたときに、敷かれる前だったです。障がい者の方たちを集めて、多分佐賀だったと思うんですけども、障がい者の方がもう車椅子で動けないような状態の方が、「私たちは税金を払いたいんです。自分たちはそういった自立できるような所得が欲しいんです。残念ながら、こういった状態

ではなかなか難しいんですけども、私たちは税金を払いたい」、そういうふうに言われた。涙ながらに言われました。それがまだ頭のほうによぎっておりますけれども、本当にあの方たちが障がいを持つ中でいろんなことで苦勞されているところがうかがえます。

今、先ほど所長が言われましたように、収益を見込むために一生懸命働きたいためにということをおっしゃいましたけど、それは今のところ、私が質問しているのは、事業者側から見ると収益事業として収益を見込めるせいなのではないかと聞いておりますけど、これのほうの答えはいただいておりますが。

○議長（古賀龍彦君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（永尾龍之介君）

先ほどちょっとお答えしましたけど、新聞記事にありますように、国のほうからの助成金というのがありますので、単に一般の民間企業と違いまして、営業に基づいた利益だけでの運営というのは難しいということも兼ねて国からの助成金があると思います。

ですから、もうけ主義一辺倒ではないというのは、当然、福祉に携わる者として、そういう心構えのもとに事業所をされているということで考えております。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

そういうことはないだろうということをおっしゃいますけれども、急に2か所から5か所もふえたというのは、この7か所になったというのはどういった経緯でそういうふうになったのかということを私は知りたかったんですけども、そういったのは何でかということは調べられたことはないのでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（永尾龍之介君）

調べたことはございません。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

調べたということ、こういう言い方したらいかんのですけれども、様子をうかがう、大川市のそういった事業所がどういったところなのかというのも、やっぱりそういった事業所に足を運ぶということも必要なことじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（永尾龍之介君）

事業認可申請そのものは、大川市内に限らず、事業所は福岡県が権限を持っておりますけれども、事業所の方が開設されたときには福祉事務所に御挨拶に来られることもありますので、そういう場合にお話ししたり、こちらから事業所に出向いていくことはあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

ぜひですね。それは県がとかということじゃなくて、大川市の市民、そして、就労支援としての障がいを抱えた方たちを守るためにも、ぜひ福祉事務所の皆様方がそういった障がい者のための本当に安心できるような、大川市の住民を守るという意味でも、やっぱり頻りに足を運んでいただきたいと思っております。

では、大川市では新聞で報じられたようなA型事業所の突然の破綻などの懸念はないのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（古賀龍彦君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（永尾龍之介君）

先ほど申しあげましたように、大川市内にあります事業所の認可及び指導、監査は、福岡県が行っております。大川市としましては実態の把握はなかなか難しいのでございますけれども、懸念はないかとの御質問でございますが、事業所が提供したサービスの給付費につきましては大川市が支払いますので、その分につきましては内容を精査しまして、もし疑義がありましたら、事業所に確認しています。

また、利用者の方から相談等があれば、福岡県と連携して対応しているところでございま

す。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箴島かおる君）

そうですね。福岡県と一緒にということ。ただ、県と一緒に行くのも一つの聞き取り調査ということではできると思いますが、ある程度、事業所7か所、そんな70か所もあるわけじゃないので、そういったところがどういったところなのかということも、その話を、情報を耳にするということには必要じゃないでしょうか。ぜひよろしくをお願いします。

いずれにいたしましても、就労支援事業所は工賃のもととなる仕事が少なければ、工賃を払えなくなってしまう。障害者優先調達推進法が平成24年に制定されて、地方公共団体は障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めることが求められ、調達方針を策定、公表して、調達方針に則した調達の実施を行い、調達実績を取りまとめ公表を行うこととなっております。

大川市の調達方針と調達実績をお示してください。

○議長（古賀龍彦君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（永尾龍之介君）

調達方針でございますけれども、毎年度方針を作成するとなっております。

まず、方針の中に目的というのが2つありまして、調達目標を設定するということと、もう1つは、市が積極的に推進することによりまして、市民、事業者における施設等からの物品等の調達を促進するということになっていきます。

基本的な考え方としまして、物品等の発注先や役務提供等の委託先に施設等を加えることを基本とするということにしております。これは、この法の背景にありますのが、通常、物品とかを購入する場合には競争入札ということになりますけれども、障がい者施設等におきましては、民間に比べて、その競争力が弱いということがございますので、なるべく優位に調達ができるように図ってほしいという意味合いもありまして、この施設等を加えることを基本とするということになっております。

次に、対象物品等につきましては特定調達品目等ということで一覧表をつくっております。

調達目標につきましては、前年度の調達実績を超える金額に努めるということで努力目標

でしております。

調達方法につきましては市内施設等から優先調達すると。ただ、これに寄りがたい場合には市外の施設等からも調達するという事になっております。

実績でございますけれども、平成25年度が初年度でございますせいもありまして、金額としまして438,550円、26年度が2,086,240円、27年度が2,021,240円でございます。

この中身としましては、環境課のほうが委託しております廃プラスチックの分別作業が主な金額でございます。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

14番。

○14番（箆島かおる君）

いろいろ調達実績をお示ししていただきましたけれども、残念ながら大川市とは言いませんが、障がい者を金もうけの手段として利用している福祉事務所（142ページで訂正）があることも現実です。しかしながら、障害者総合支援法が目指すような、障がい者及び障がい児が基本的に人権を享有する、個人としての尊厳にふさわしい日常生活、または社会生活を営むことができるよう、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のために、大川市は障がい者がみずから選択した場所に居住し、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、必要な自立支援給付や地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行っていただきますようお願いを終わります。

○議長（古賀龍彦君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は13時ちょうどとしますので、よろしく願いいたします。

午前11時31分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（古賀龍彦君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ここで、箆島かおる議員から発言訂正の申し出がっておりますので、これを許可いたし

ます。箴島議員。

○14番（箴島かおる君）

先ほどの最後のまとめで言いましたけれども、「大川とは言いませんが、障がい者を金も
うけの手段として利用している福祉事務所」と言いましたけれども、「福祉事務所」は訂正
で、「福祉事業所」に訂正させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古賀龍彦君）

箴島かおる議員からの発言訂正の申し出のとおり許可いたします。

それでは、一般質問を続行いたします。

次に、8番遠藤博昭君。

○8番（遠藤博昭君）（登壇）

議席番号8番、遠藤博昭です。よろしくおつき合いのほどお願いいたします。

我が日本国においても安倍内閣のもと、経済政策、通称アベノミクスがなかなか好転いた
しません。一方、少子・高齢化の対策として一億総活躍社会を目指すという目標を掲げ、一
億総活躍担当大臣に加藤勝信氏を据え、いろいろな施策を打ち出しております。少子化の中
で労働人口の減少が危惧され、女性の力をかりなければ日本経済も回っていかない状態では
ないかと思えます。

大川市においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で分析してありましたように、
少子・高齢化は全国平均よりも早いスピードで人口減少が進むことが考えられます。その人
口減少に歯どめをかける政策として、女性の働きやすい環境、女性の活躍できる社会環境づ
くりが必要ではないかと思えます。これからますます共働き世帯がふえます。これから結婚
しようとする女性や子供を持つ女性が安心して働けるまち、そのようなまちづくりこそが少
子化や人口減少の歯どめになるのではないのでしょうか。

さて、通告に従い質問させていただきます。

大川市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねいたします。

前回は予算委員会の関係で内容を詳しく説明していただけなかった部分の回答もあわせて
お願いしたいと思います。

前回、市長に大川市の最優先の政策をお尋ねしましたところ、市長は総合戦略の全ての施
策を一体的に取り組むことにより、本市の抱える課題に対応できる。だから、どの政策にも
最大限の力を入れるべきであるとお答えいただいたと思います。

先日、ある雑誌の5月号に全国813市区調査として、地域自治体の2016年度予算と一押し事業が掲載されていました。その中に大川の一押し事業も掲載されており、単独事業としてシェアハウス整備助成金24,000千円、それと補助事業としてファミリー・サポート・センター事業5,000千円が記載されていました。

まず、大川市の一押し事業であるシェアハウス整備及び提供事業の内容とその事業の進捗状況を御説明をお願いします。また、地域おこし協力隊の活動進捗状況も御説明いただければと思います。

次に、補助事業であるファミリー・サポート・センター事業について、その内容と進捗状況を御説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。関連及びその他の総合戦略については自席より質問させていただきます。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）（登壇）

遠藤議員の御質問にお答えいたします。

大川市の総合戦略についての御質問であります。まず初めに、シェアハウス整備事業につきましては、大川市へ新しい人の流れをつくり、移住・定住を促す取り組みとして、特に学生を中心とした若者に入居していただきたいとの思いから、シェアハウスを整備するための空き家改修費用を助成するものであります。

現在の進捗状況につきましては、空き家改修のための補助金交付要綱を策定中であり、でき次第、市報、ホームページ等で募集を行う予定としております。

次に、地域おこし協力隊についてであります。現在、3名の協力隊には、イベント等でのPR・セールス活動、大川の魅力を詰め込んだ映像製作、インターネット等での情報発信など、精力的に活動をしていただいているところであります。

今後の増員予定としましては、来月、新たに5名の地域おこし協力隊を採用する予定としており、これまでのPR活動や情報発信などの業務に加えて、今回は空き店舗などを活用し、中心市街地の活性化にも取り組んでいただきたいと考えているところであります。

さらに、今年度中には、子育て支援や農業、木工職人等の分野にも広げていきたいと考えており、受け入れ先の準備が整い次第、募集を行っていく予定としております。

次に、ファミリー・サポート・センターの事業内容についてお答えいたします。

ファミリー・サポート・センター事業は、かつて地域で助け合った相互援助活動を組織化する育児支援策の一つとして、全国的に広まっているところであります。

ファミリー・サポート・センターは、子どもの預かりなどの援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織です。

会員になるための特別な資格はありませんが、双方の会員にファミリー・サポート・センターの意義や仕組みを十分理解していただく必要があります。

さらに、援助を行う会員は大切なお子さんを預かるわけですから、一定の研修を受けていただいた後に会員登録をしていただく必要があります。

ファミリー・サポート・センターでは、事務局に常駐するアドバイザーが会員間の相互援助活動の調整を行います。

具体的には、援助を受けたい会員が事前にセンターに依頼し、センターのアドバイザーが希望に添える援助ができる会員を探し、紹介します。その後、紹介された会員同士が事前に打ち合わせを行い、当日の援助活動終了後、援助してもらった会員が援助した会員に規定の報酬を渡すということになります。

次に、大川市でのファミリー・サポート・センター事業の状況について御説明申し上げます。

現時点では、久留米広域定住自立圏事業の一環として設置されているファミリー・サポート・センターくるめに参加しておりますが、今年度、大川市単独で設置することで準備を急いでおります。

大川市でのファミリー・サポート・センター事業は、地域福祉の増進を目的に市内全域での事業実施が担保されることを考慮し、大川市社会福祉協議会に委託する予定でございます。

以上、壇上からの答弁は終わらせていただきます。なお、答弁漏れ等がございましたら、自席より答弁をさせていただきます。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

どうも御答弁ありがとうございました。では、シェアハウス事業に関してお伺いいたします。

この事業を大川市の一押し事業という位置づけをされたその要因というか、どういうところにそういうニーズがあったのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

議員先ほど来、一押し事業という言い方をされています。それと雑誌に載っていたのがそういう載せ方というお話をされていると思いますけど、私ども、まずもってその雑誌の取材を受けたこともありませんし、一押しと表現されているのはありがたいと思いますけれども、私どもが一押しでこれを出したということではございませんので、そこは御理解ください。

それと、このシェアハウスを今回手がけるに当たりまして、昨年、議会のほうにも説明をしたかと思えますけれども、大学との懇談会というのを毎年やっております。これはもちろん三役含めて行っているやつですけれども、そのほかに学生さんとの懇談会、市長と学生さんたちとの懇談会というのも昨年初めて実施をしました。その中で学生さんが大川市に何を求めているのかといったことも要望も含めまして話をする中で、私どものほうから、こういう今時代の流れとしてシェアハウスというものがはやっていますけど、どうですかという問いかけをして、学生さんたちはこの大川にかなりの数アパートに住んでおります。皆さんが言うには、1つには、家賃が安いにこしたことはない。それともう1つ、大川に勉強する場がない。勉強するに当たって、自分たちは個人じゃなくてグループでいたいんだということを学生さんがしきりに言いました。市長としてもそういう勉強の場が、じゃ、図書館とか文化センターに設けられれば、それはそれで結構なことですが、時間的に学生さんはやっぱり夜中までしたいとか、そういう要望を言ってきたんですね。それで、じゃ、シェアハウスにしたらそういうことは可能ですよねという問いかけをして、学生さんも、そういうことであれば自分たち仲間同士で入って勉強もできると、そういった回答を得ましたので、これは少しちょっとやってみて、成果が出るんじゃないかというきっかけをつかみましましたので、この事業を計画したところです。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

質問に入る前に、ちょっとひっかかりましたけど、一押し事業ではないと。でも、役所のどこからかそういうアンケートに対して大川市の一押し事業はこれだということを表明したから載っているんじゃないんですか。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

あのですね、取材というのは我々が別にそれぞれの雑誌社とか取材をする個人の方を情報操作なんかできませんので、例えば、私が取材を受けますよね。幾つもの施策を羅列した中で、その方がびびってきたものを多分その人が載つけるわけですから、我々としては、これとこれを載けてください、是が非でもというお願いは取材はできないと思いますよ。なので、例えば、私が1時間、2時間取材を受けたときに、私はこのこととこのことを個人的には書いてもらいたいなと思っても、私はやはりそのことを記者の方の意見を尊重してそんなこと言えませんので、私がぱっと言ったことに対して、この人はどこに共鳴していただいて、どこを書くのかというのはその人次第でございますので、それは我々は取材を受けていないと思いますので、恐らくそれぞれの自治体の予算をぱっと見たときに、あっ、これがおもしろいとその雑誌社が勝手に判断されたんだと私は思っています。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

これ一覧表として各市町村のが全て出ているんだけど、市のほうから全然情報を出した経緯はないということですか。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

はい、ございません。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

わかりました。その点に関しては、この雑誌社のほうに確認をとってみます。

では、次へ行きます。

このシェアハウスに関しての市の補助金の割合はどれぐらいを考えていらっしゃいますか。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

これも先ほど市長が言いましたように、まだ検討、策定中です。ただ、予算から見られてわかりますとおり、私はこの中で三、四軒を考えているというのも以前からお話をしていきますので、1軒当たり多くても予算上5,000千円ぐらいが上限かなというふうに思っております。その内訳はいろいろ中にメニューを盛り込みたいと思います。1つは、修繕費がメインですけども、どうしても大川のインテリア製品を使っていたきたい、大川らしい家にしてもらいたいというところから、そういうインテリア製品の購入費といった部分もこの補助金の中に入れていきたいと思っています。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

こういうシェアハウス事業をするに当たって、大川市としては、特段独自の特色のあるコンセプトは何か持ってあるんですか。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

先ほども言いましたけれども、やはりまず第1には、国際医療福祉大学の学生さんに入りたい。それともう1つは、大川に雇用の場があって、单身の方も大川に1人で事業所に勤めながら住んでありますので、そういった方々も一緒にですね。ですから、学生さんと一般社会人合わせたところのシェアハウスというふうに考えております。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

では、空き家というような言葉があったと思うんですけど、それは対象はどういう物件とか、どういう対象の人であるとかいうのがわかったら教えてほしいんですけど。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

まず、空き家ですね、先ほど言いましたように空き家を活用してということですので、ただ、この空き家に関しては、個人であろうが企業の持ち物であろうが、それは構わないと思っております。ただ、部屋数にして、やはり4部屋、5部屋、こういったものが最低条件になるのではないかとこのふうには思っております。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

ちょっと自分はシェアハウスに関してインターネットを開いて調べてみたんですけど、元来シェアハウスなんていうのは民間の不動産業者がする仕事であって、行政がかかわるべき仕事かなというのをちょっと思いますけど、どんなですか。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

もちろん民間業者がやっている部分もございます。ただ、全国的に見れば、自治体、特に県が主導してやっているような県もあります。そういったことで、我々としては、シェアハウスについては積極的にやってみて、もし学生さんたちも入らない状況というようなことであれば、その時点でまた考えますけど、今はとにかく大学のほうと協議を進めています。大学のほうも協力的になっていただいておりますので、この事業はぜひ進めていきたいと思っております。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

でも、空き家を持っている方というのは、それぞれそれだけの資産のある方じゃないんですかね。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

今現在、問い合わせがもう既に何件もあっております。その状況を見ますと、大川でずっと暮らしてきたと。昔からの世帯で部屋数も多いと。ただ、今現在、自分一人で住んでいると、そういった方からの申し出が何件かあっております。そういうことで、自分がその管理人になっていいから、自分の家をこういうシェアハウスに改造できないかというような申し出が 있습니다ので、資産を持っている持っていないというのは我々は判断に値する部分じゃございませんけれども、そういった要望が既にあるということは御承知おきいただきたいと思います。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

本来であるならば、その持ち主である方がそういうところをアパートにつくりかえたいというのであれば、それだけの投資をされて、入られた方からの家賃収入があるわけですから、そういう不動産業に手をかすようなことは市がすべきなのかなと僕は思いますけど。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

その不動産業に対する迷惑が少しかかるかと言われれば、そういうこともあるかもわかりませんが、我々としては、やはり大川市の特色ある政策をつくりたい、やっていきたいという思いの中でやっていますので、今回、三、四棟と先ほど言いましたけれども、それがどういうふうに流れていくかは我々はわかりませんが、できることならば、軒数、棟数は私たちはどんどんふやしていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

今のちょっと勘違いされたと思うんですけど、僕は不動産屋の手伝いをしているんじゃないですかと言うたんです。補助金を使って部屋をきれいにしてあげて、入るのには不動産屋に任せっぱなしにするとやなかですか。行政が入る人までちゃんと見つけてから手当てをしますか。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

入居者はあくまでもそこで経営をされる方が募集されて入りますので、私たちはそこに直接口出しはしませんけれども、私たちのこのコンセプトに合うようなやり方をしてくださいとお願いはしていきます。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

24,000千円なんて決して少ない額じゃないと思うんですよ。課長は今、三、四軒を目安にして、1軒当たり5,000千円と。それは補助してあげたらその人の所有者のものじゃないですか。それに対して、なおかつ、学生さんにあっせんして入れればまた家賃も入るわけじゃないですか。そういう政策が市の事業として、僕はもっとほかに金を使うべきところはいっぱいあると思うんですよ。この雑誌とこの金額を見たとき、サポート・センター事業とシェアハウス事業の予算は反対じゃなかろうかと最初思ったぐらいあったんですよ。そこはどんなふうにお考えになりますか。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

いろいろと今、議員お話しされていましたが、行政としては余りそういったことに介入すべきではない。ただ、我々、予算計上の中で、いろんな業界、いろんな団体の方々に補助金を出したり交付金を出したりしていますよね。我々としては、そういう批判があるだろうと思いつつも、なぜ我々はこれをやりたいかといったら、地方創生といううねりの中に今我が日本がある中で、大川市が特色のある地方創生をやらなければいけない、そういう我々の強い決意でございまして、国際医療福祉大学は今恐らく5割か6割しか大川市に住んでくれないんですね。その率を上げることが大事だと。ただ、もちろんこれは学生によっては、年代によっては大川に住んでくれる方が多かったり、次の年は少なかったりとかするので、例えば、国際医療福祉大学の方々を中心に、それは国際医療福祉大学と市役所と不動産業界が連携をしなければいけませんけれども、何らかの制約の中でやっていかなけれ

ばいけないと思っていますけれども、そういったものをつくれば、ある一定の国際医療福祉大学の学生のいわゆる住んでくれる方の人口を確保できるのかなと、私はそういうふうにならず思ったことと、やはりアンケートを見るとひどいんですよ。大川なんか大嫌いだとか、そういうことが書いてあるので、やはり学生の方々が喜んでくれて、学生の方々がこういうことをしてくれている大川って楽しいなとか、おしゃれだなと思っていただく作業が私は重要だと思っていますし、確かに最高の形を議員は言われたと思います。いわゆる不動産会社が将来、我々が今回こういうシェアハウス事業をして、これはいいじゃないかと思って、その方々が自立してやっていただいたら最高の形なんだろうと思います、将来的には。ただ、我々としては、大川市が行政がそういうことをするんだと。それは何でかという、別に国際医療福祉大学があるからシェアハウスだったら全然大川の特色ないですよ。ただ単純に大学があるだけです。ただ、大川には木工業、インテリア業界があるわけですから、先ほど課長がインテリア製品を使っていたらいいという言い方をしたけど、使わなかったら我々は補助金を出すべきじゃないですよ。100%使っていたら、大川の業界の方々を使っていたらというのが大前提だと思うし、そういった中で我々としてはいわゆる不動産、そして、学生の方々が住んでいただく方をふやすこと、そして、木工業がさらに加速度的に振興をしていくということと、私のこれは個人的な思いで、前回は述べたかもしれませんが、ある程度制約を設けようと思っているのは、いわゆる大川の木工業の方々、インテリア業界の皆さんが集まってそういったものを整備していただいたわけですから、それ自体がショールームになるんですね。なので、私はそれは不動産屋さんにも、そこに住む学生さんとかにも確認をしなければいけないのは、春の木工まつり、秋の木工まつりでは、皆さんはその期間だけはそこをオープンにさせていただいて、開放していただかなければいけないよというような、そういう制約は設けていこうというふうに私は思っています。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

大川の家具を使うことをメインにいうことはよくわかりました。でも、シェアハウスをすることによって大川に住む居住人数が極端にふえるという根拠が全く見当たりません。課長はさっき、グループで一緒に勉強したい、一緒に勉強したいから一緒に住むんだと、そんな短絡的なことがあるわけがない。どう思いますか。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

あるわけないという断言が私にはわかりません。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

じゃ、普通に考えてみてくださいよ。一緒に勉強したいから一緒に住もうという話ですか。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

私たち2人でこれを議論しても進みませんが、私たちはあくまでも学生に意見を聞いて、そういう学生がいたんですよ、現実には。例えば、あんまり名前出していけませんけど、そこに複合施設が建ってコーヒーショップがあります。でも、あそこも12時ぐらいに閉まると。だから、勉強がそれ以降できないという話を何人も学生がしたんですよ。だから、私たちはそれを信じてやっています。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

課長、その何人もって、何人ですか、そしたら。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

正確にですね、懇談会をしたとき、学生が十数名いたと思います。その中で半分以上の学生は言ったと思います、私は。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

十数名の半分で五、六名ということですか。1軒の家に三、四人のグループということ

しょう。それを三、四軒つくったら十二、三人ふえるということですよ。そういう十二、三人のために、それは家具業界も家具を買っていただくから潤うかもしれませんが、そういうところに24,000千円もの予算をつけるぐらいだったら、僕はまだ子育て支援のほうにもっともっと使うべきところあると思うんですよ。前回の質問のときに課長は一応モデル事業として始めますとおっしゃったんです。モデル事業として始めるんなら、どこか市のそういう建物があるのを使って試しにしてみる、そういうことだったんですか。

○議長（古賀龍彦君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

今言われた公共施設を――私は公共施設の話はしていませんよ。（「モデル事業」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

公共施設でモデル事業をやるという話ですけど、別にモデル事業って公共施設でやる必要は全くないと思っていますので、そういう意味ではないというふうに私は解釈をいたしておりますけれども、ただ、大分御理解いただけていない感がありますが、我々は不動産屋さんでそういったことをやりたいと言った方にお金をあげて、じゃ、整備してください、いわゆるリノベーションしてください、そのためにお金あげますよとか、そういったこと、結果的にはそういうことかもしれませんが、我々がしたいことは、家具業界の皆さんの体質を変えたいんです。これが最終的な出口なんですね。藩境のお祭りがありましたけれども、私、きのうも永島議員の御質問で答えたのかな。違ったかな、内藤議員だったか忘れましたが、八芳園のイベントがありました。八芳園のイベントというのは一つの形にすぎないと思っています、私は。あれで全部大川市の家具業界のゴールが近づいたと私は思っていないんですけれども、私が言いたいのは、大川の家具業界というのは小さい会社がいっぱいあって、数多くのテイスト、色彩があるので、幾つものグループ化して行って、仲のいいグループで一つの居住空間をプロデュースしていくような形にしないと、一つ一つの家具屋さんでうちは椅子つくっています、うちはテーブルつくっていますじゃ太刀打ちできないと思うんですね。そういう意味で、先ほど言った八芳園のイベン

トに入っていたWAZA DEPARTMENTというところがいわゆる藩境のところにWAZA DEPARTMENTのショールームみたいなものを小さいものですがつくったんですね。あれも一つの形式というか、形というか、一つの最終形態にすぎないわけですが、いわゆる今回のシェアハウスの最大のみそというのは、もちろん人口をふやしていただいて、学生の方ですから、そんなに所得はないでしょうから、経済効果は社会人の方より限定的かもしれませんが、そういった方々に大川に住んでいただくというのが一つのゴールだし、もう1つは、そういったものを大川の技術力を使えば、ほかのところよりもすばらしくいいものができて、それがシェアハウスとして地元の学生の皆さんがそこから通って、みんなが楽しく生活しているということが一つの強烈なシティセールスになるだろうと思っていますので、これは積極的に私は予算計上をさせていただいたわけです。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

大川の家具を使って、そこを展示場なりというようなことでも使いたいということでおっしゃるなら、別にシェアハウスじゃなくても介護施設のいっぱいあるところに大川の家具をいっぱい持って行ってやってもいいじゃないですか。何であえてシェアハウスをつくる必要があるんですか。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

介護施設をリノベーションするということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それも一つの可能性でしょうけど、私が言っているのは、大川に学びに来ているのに大川に住んでくれない方がいるから、その方々に、例えば、お隣の市町とかに住むよりは大川に住んでくださいよねという、そういうことをしたいというふうに私は言っておりますので、例えば、十数名がシェアハウスに入っていて、みんなそれぞれ例えば、久留米だ、柳川だ、大木町だ、筑後に住んでいたけど、みんな住民票を移して大川に住んでくれるという形がいいのかなと思って、私はそういうことをしようとしているわけです。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

市長が大川の家具を使つての部分と大川の人口をふやしたいということで学生さんを大川に呼び寄せたいということを2つを1つにしようとしていらっしゃるのとはわからないでもないんですけども、例えば、学生が大川に住んでいない、柳川と大木町に住んでいる人を大川に引っ張り込むために、別にそういうシェアハウスをつくる必要性がどこにあるのか、行政が主導してつくる必要性がどこにあるのだろうか。ただ一度そういうふうな学生との会合をした中の十何人かの中の半分の人間がそういうことを言ったからといって、そこに24,000千円の予算をつけるその根拠をもう少し教えてほしいと思っていますよ。数少ない大川市の予算の中からこれだけのものを使つていらっしゃるわけですからね。前回言われたけど、それはうまくいかなかったらしようがないというような話があるわけだから。本来こういうのは民間の事業だと僕は思うんですよ。そこにわざわざ市民からの大事な税金を持って行って、そこを十何人の学生のために投げ出す必要は僕はさらさらないと思うんですけども。違いますか。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

私は議員と全くこのことに関しては意見が違うので、私は予算計上していますから、それは御理解ください。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

わかりました。予算は市長の専権事項ですから、とやかく言うあれはないんですけども、せっかくこういう物を言う場を与えていただいたもんだからですね、自分なりにおかしいものはおかしいということをおこうと思ひまして言いました。

じゃ、次に行きます。

じゃ、次、サポート・センター事業というんですけど、これはどういう内容、簡単に市長から説明をいただいたんですけども、要するに預けるほうも預かるほうも登録制だということはおわかりました。これセンター事業というからにはそれだけの場所が要すると思うんです。先ほど市長は社会福祉協議会の中にとということで、どうもそこに最後は委託してしまう

みたいな発言だったんですけども、そういうふうに理解してよろしいんですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

サポート・センターのほうでございますけれども、場所につきましては、社会福祉協議会の中の一室を使うということで思っております。運営につきましては、委託でさせていただこうというふうに考えております。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

社会福祉協議会の中にそういう子供を遊ばせるスペースが十分あるんですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

今のサポート・センターの事業につきましては、子供をその場所で、サポート・センター内で遊ばせるとか預かるという事業ではございませんで、会員さんのお宅で預かっていただくというのを基本にしております。ということで、預かる場所自体は社会福祉協議会の中にはないということでございます。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

個人の家で預かる制度をするんですか。場所は全然要らない。どうなんですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

全国的にサポート・センター事業やっておりますけれども、基本的には、会員さんのお宅で預かるというのが基本でございます。ただ、会員さん同士の、預ける会員さんと預かる会員さん同士の合意があれば、それ以外の、例えば、図書館であるとか、子育て支援セン

ターであるとかいうところでの預かりもできますけれども、基本的には個人さんの会員さんのお宅ということでございます。これにつきましては、私どももできたらそういう預かる場所もあったほうがいいという声もありますので、すぐにはなかなか難しい面がございますので、将来的にはそういう場所も考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

では、このファミリー・サポート・センター、どこまで確立してから福祉協議会のほうに委託するんですか、投げ出すんですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

大枠につきましては、社会福祉協議会のほうと現在も話をしております、ある程度固まったところで委託になるかと思えますけど、もうしばらく時間がかかるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

では、この事業はまだ全然進んでいないということですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

今、内々では協議をしております、大枠的には、今やれる範囲でいくと、事務所を構えまして、会員さん同士の預かりということで、その預かる場所的なものについては、将来的なところというふうに思って今のところ協議をいたしております。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○ 8 番（遠藤博昭君）

では、預けるときに費用というのはどれぐらいかかるものですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

預ける場合の費用でございますけれども、大体サポート・センターが今、久留米のほうでやってもらっていますけど、それでいきますと、大体預ける時間が朝の7時から夜9時までの時間帯がございますけれども、平日、月曜日から土曜日までの9時から夕方6時までの時間帯につきましては1時間600円、それから朝の7時から9時、それ以外の部分ですね、日曜祝日とか朝早い、夜遅い時間帯につきましては1時間800円というところで今のところ想定いたしております。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○ 8 番（遠藤博昭君）

じゃ、預かってくれるほうはどれぐらいの賃金をもらえるんですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

利用料金と同額でございます。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○ 8 番（遠藤博昭君）

サポート・センター事業の預かるほうの、そこには市の補助金は入れんのですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

今現在、久留米のサポート・センターでやっております分には、助成としては、ひとり親

家庭に関しましては半額の助成をいたしております。大川単独でやる場合には、これにプラスしてどこまで助成をするかというのは今協議中でございます。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

今の助成はどちらのほうにする助成ですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

失礼しました。利用者負担のほうの助成でございます。（「預けるほう」と呼ぶ者あり）はい、預けるひとり親家庭が普通600円のところを300円にするという助成でございます。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

預かるほうには。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

預かるほうは、先ほど申しました利用料金のままでございます。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

恐らく最低賃金というのはそういう600円じゃなかったと僕は思うんですよ。労働時間もせめて最低賃金ぐらいは預かってくれるほうにも出すだけの準備をしてあげる。今言ったように、預けるほうにはそれは負担が大きい、ひとり親だったりして負担が大きいから半分補助するとかいうような案があるとおっしゃいましたけれども、預かってくれるほうに関しては何らかの補助をして、せめて普通の時間の最低賃金ぐらいは出せるようなものをつくって

ほしいと思いますけど、どうですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

議員おっしゃいますこともよくわかるんですけども、今のところ、預かる会員の方については有償ボランティアという位置づけでございますので、最低賃金のところは当てはまるのかどうか、またそこら辺の市からの預かり会員さんに対する助成というのは今のところは考えていないところでございました。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

ボランティアという言葉は実にはいい言葉なんですけれどもね、子供を預ける親とすれば、安心して預けられるようなところに預けたいわけですよ。多分そのために研修はされると思うんですけども、預かったほうにはそれだけの負担があるし、責任感もあるわけですよ。幾らボランティアといえども、時間を割いて子供を見るんだから、それなりのちゃんとした報酬を出せるような体制をとってこういう事業は始めないと、よそがこげんやからうちもこげんするといっているじゃ全く、せっかく新規事業でしょうが、これは。なおかつ、市長は子育て日本一のまちをつくらうかしよっちゃうわけでしょうが。そういう子育てのしやすい、こういうのをしたらいっぱい登録者があると。ええよ、うちでよかったら預かりますよ。預ける方のお母さんも安心して預けて仕事に行けるじゃないですか。その施策の一つじゃないんですか。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

いわゆる最低賃金より安いんじゃないかという御質問ですけども、これを労働という観点で考えると、私はこのファミリー・サポート・センターの法律自体が瓦解するような気がしますので、ボランティアという言葉なのかどうか分かりませんが、いわゆる労働に対してその価値を払うというのではなくて、謝礼的な意味合いでこれを払うから、いわゆる

お互い支え合おうという、そういったすばらしい精神でこれは成立しているというふうに私は思っていますし、私、ファミリー・サポート・センターをやっている方々とお会いをしましたけれども、これを私の仕事にするんだというような方は一人もいなくて、こういったことをやって地域を支えていきたいという本当に皆様方のすばらしいボランティア精神で成り立っていると私は思っていますので、それを労働というふうにしてしまうと何かおかしな方向に行くんじゃないのかなというふうに私は今思いました。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

行政がそんなこと言ったらおかしいですよ。家事労働であっても労働は労働ですよ。子育てであっても労働は労働ですよ。それはそういうサポート・センターに登録してある人は社会のために役に立ちたいと思うからそういうふうなボランティアということであるけれども、行政はそれに甘んじるのではなくて、ちゃんとそういうところにはきちっとした賃金をですね、賃金という言葉がだめだったら報酬でも謝礼でも構いません。時間600円とかいう金額ではなく、恐らくわずかなところの金額でどうのこうのはないかもしれませんが、せめて責任持って預かって、その預かった達成感もあろうけれども、それに対するお礼もそれなりにあったと感じられるような金額であってほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

議員おっしゃられることはよくわかりますし、せっかく、大川市の子育てのためにということで立ち上がっていただく方々もいらっしゃるかと思いますので、そこら辺の預かっていただく方につきましては、また今後も課題として受けとめまして、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

研究していただくということですから、ぜひその預かりに関して、緊急な場合でも、すつと預かってくれるような、そういう登録者をきちっと確保できるような仕組みにしてほしいと思いますけれども、どうですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

緊急の預かりということで、そういう場合もあろうかと思います。ただ、今から大川市単独で立ち上げますけれども、そのためには会員さんの皆さんにまず研修を受けていただいて、お互いの会員さんに登録いただいて、その後、会員さん同士の面談とかしていただいてということになりますので、すぐには難しいかと思いますが、センター、会員さん同士がだんだん慣れてくると、そういう緊急のやつもできるようになってくるかと思います。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

まだ立ち上がっていないわけですけど、今から立ち上げるわけですよ。そういう立ち上げてファミリー・サポート・センター事業をするに当たっての行政の姿勢、それがこれからの登録される方への気持ちにも反映されるんだろうと思うんですよ。もういち早く社協に投げ出すみたいな話が出ること自体もおかしいことであって、ある程度きちっと形あるものをつくって、これをお願いしますというのであればいいけれども、これも一応5,000千円という予算がついているわけでしょう。先ほど全く別の話になって、戻すとまた気分害されると思うけど、片や24,000千円もついととですよ。その5,000千円の中からそういう費用は別によそがしていようがしていまいが大川独自のいいものをつくったらいいと思うんですけど、どうですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

今おっしゃられたのは、緊急時のじゃなくて謝礼の。（「どっちもです」と呼ぶ者あり）まず、緊急時につきましては、確かにあったほうが絶対便利だと思いますので、そこをどう

いうシステムでやっていけるのかということも含めて、ちょっとまだ時間がないんですけれども、そこを研究しながら、委託先の社協と、またボランティア団体等もいろいろございますので、そこら辺とも御相談しながら、そういうシステムを構築していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

わかりました。さっきも言うたけど、さっきは企画課の課長は学生と懇談してそういう要望があったからという。だったら未来課もそういう預けたいというお母さんたちに集まっていたら、要望をどんどん聞いて、どういう形のものが働くお母さんたちにとって一番ベストなサポート・センターなのかということですね、よその市町村のを参考にして、じつと写し書くんじゃなくて、少し動いて汗をかいてくださいよ。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

議員の論調がいわゆるファミリー・サポート・センターの予算とシェアハウスの予算2つだけを並べて、片一方は24,000千円で、片一方が5,000千円だというやり方は私は卑劣だと思いますね。だって、保育料7割国基準で1億円以上つけているんですよ、大川市、市で単費で。人口はふえていないのに預ける保護者はふえているんですよ。それはさっき議員が壇上で言われたように、子育てを女性がしやすいような社会になっているじゃないですか、大川市。だって、預けて、皆さん働かれています方ふえているわけですから。全体的な予算の枠組みでそういうふうに論じるのはいいけれども、2つを並べて、何かまるで我々は全然子育てに対して何もやっていないみたいな言い方は非常に私は卑劣だと思いますね。1億円以上大川市が市で単費で出している以上、逆に言えば、ファミリー・サポート・センターをほかの自治体よりも抑えられるかもしれませんよね。だって、皆さんが預けられるかもしれないから。ただ、私はファミリー・サポート・センターはこれから立ち上がっていくことですから、今後どうなるかわかりませんが、これはファミリー・サポート・センターとしてのすばらしい趣旨もあるのもわかっています。それは幼稚園とか保育園とかでは面倒見きれ

ない細かい部分に機動的に面倒を見られる事業だと私は思うから、これだって私は大成功にしていきたいというふうに思っていますけれども、その2つを並べて論ずるのは、何か私は寂しい気がしましたね。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

わかりました。いや、125,000千円出しているのわかるんよ。でもね、そこで終わっているやないですか。その一環としてこの子育てサポート・センターがあろうし、この後言いますけれども、学童保育所もしかりですよ。僕はさっきから緊急事態のことを言っているのは、保育園に預けているお母さん、うちの子供も孫を預けております。ところが、急に発熱をしたりするんですよ。でも、親は仕事に行かないかん。でも、とりあえずは迎えに行っただけで病院に連れていかないかん。その後、見てくれる者がいないという、そういう緊急事態のときに非常に困るんですよ。そういうときの受け皿として、せっかくつくるなら、こういうファミリー・サポート・センターがしっかり受け皿があれば、それこそ安心してお母さんたちが働ける。そしたら働きたいお母さんが大川に来る。そういうまちにしてほしいなというのを思うんですよ。例えて、それはシェアハウスと比較してしまっただけで気分を害してあるのはわかりますけれどもね。子育てに関して、それは70%削減で125,000千円毎年使っている、それは十分に存じております。だって、そこに人がふえているなら、それから先、小学校に行く、中学校に行くときでも、やっぱり大川がいいな、ずっとここにいたいな、そういう一つの流れのあるまちづくりをしてほしいなということを思います。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

議員おっしゃいます保育料の減額のほかにということで、いろいろ施策としては27年度から病児病後児預かりとか、一時預かり事業とかいうのもあんまり表には出てきていないかもしれませんが、そういうのも総合的にやった上でのこのファミリー・サポートも単独で立ち上げようという事業でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

はい、わかりました。よろしく願いしておきます。

続きまして、学童保育所に関して、ちょっと知識が私自身が少ないものですから、お伺いしたいところがあります。

まず、大川市における学童保育の数と、そこにいる子供さんの数、おおよそわかりますか。これは言うたらんやったかな。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

まず、学童保育所の数でございますけれども、小学校各校区の学童がございまして、全部で8か所、そこに登録されております児童が今年度は351名というふうになっております。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

では、この8か所351名を見ている保育所の指導員の方はどれぐらいいらっしゃいますか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

今、正確な数がわかりませんが、大体4名から7名ぐらいの指導員さんがいらっしゃると思いますけど、数はちょっと後でまた御報告いたします。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

この指導員は子供の数に対しての何か義務というか、何人の子供にどれぐらい必要だというの何かありますか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

学童保育所におきましては、20名以上の子供さんがいらっしゃるところについては、指導員も2名以上というふうになっております。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

20名に対して2名以上ということで、今年度から指導員に関しては資格が必要になったと思うんですけども、どうですかね。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

指導員さんにつきましては、27年度より放課後児童指導員という県の研修を受けた資格というのが必要になっておりますけれども、猶予期間がございまして、5年間の間はその県の研修を受ける予定者も支援員とするということになっております。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

この指導員の先生たちなんですけれども、資格を取るのは自費なんですか、それとも公的なもので補っていらっしゃるんですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

資格を取るための費用につきましては、委託料の中から出していただいて結構でございますので、そういうことでございます。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

先ほど委託料というお言葉がありますけど、この委託料はどのような基準で各保育所に配布されているのでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

委託料につきましては、開所日数が250日で基準額というのが人数によって決まっております。それから、開所日数の加算というのがございまして、250日以上の開所があった分につきましては、1日当たり15千円の加算がございまして、それと、長期休暇分加算というのがございまして、夏休み、冬休み等に1日8時間を超えて開所される場合、1時間当たり131千円の年間の加算がございまして、それから、延長開所加算というのもございまして、基本的に夕方の6時までが学童保育所の時間でございまして、それを超える分についてもまた1時間とか30分とかいう加算がございまして、大体以上のようなものを足し合わせたのが委託料ということになっております。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

今の金額は年間ということで理解してよろしいですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

はい、年間でございます。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

そのほかに指導員への給与とか、賃金というのが発達障がいを抱えた子供に対しての加配があると思うんですけど、これはどういう内容になっていますか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

議員おっしゃいますように、今、発達障がいの子供さんが多くなっておりまして、大川市の学童保育所では26年度よりそのために入っていただく支援員さんの給与分ということで補助金を出しております。これにつきましては、26年度につきましては、発達障がいのある子供さんがいらっしゃる時間に826円、これは826円というのは市の臨時さんで保育士さんの時間単価が826円になっておりますので、その金額を掛けた分を26年度はお支払いしていると、働かれた時間分をお支払いしているということでございます。これでは予定で子供さんが来るようになっていて、途中で急に子供さんが来られなくなったという場合その分が出なくなりますので、27年度からはそのために入っていらっしゃいます加配の支援員さんの働かれた時間に先ほどの単価を掛けてお支払いするようにいたしております。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

今のは加配の指導員さんの時給だったと思うんですけども、じゃ、一般の指導員の時給は幾らになってますか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

今言いましたのは補助金の単価を出すための単価でございます、実際働いていらっしゃる支援員さんの賃金というのはそこそこの学童で多少違いがあります。大体800円から900円というふうに聞いております。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

私もまだちょっと勉強不足なんですけど、発達障がいのある子供さんを受け入れるに当たっての加配に関しては、発達障がい児2人に対して1人の指導員さんですか。3人に対して1人の加配と、どっちやったですか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

市の補助要綱では、基本的に3人の子供さんに対して1人のということになっております。もう一つ、程度がひどいというか、障がいの程度がもうちょっと高度な方については、1人の子供さんに1名の支援金をできるというふうに規定されております。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

今、この発達障がいのことを何で聞いたかといったら、発達障がいの子供さんというのは、それぞれ違う発達障がいがあるんですね。規定だからしょうがないんでしょうけれども、3人いれば1人が先生加配できるということ、その仕組みは仕組みでしょうがないんですけども、結局その3人の発達障がいの子供さんたちはそこで学童保育に来ている各指導員の先生たちが皆さん相互で見ているらっしゃるんですね。ある発達障がいの子供はずっと部屋の中でお絵描きがしたいとか、ある子供は元気いっぱいだから外で遊びたいとか、こういう全く違う発達障がいの子供を1人ではとても見られないというようなことを現場ではおっしゃっているわけですよ。なおかつ、お聞きした分では、先ほど発達障がいの子供さんに対しての加配の先生の時給は826円ということをおっしゃったんですけども、一般の先生は800円から900円と。さほど違いがないか、どっちかといったら少ないぐらいあるわけですね。こういう大変な子供さんを一緒になって見ているわけですから、国の規定か県の規定か存じませんが、そういう何らかの規定がきてこういう金額を決めていらっしゃると思うんですけどもね、ぜひこういう特別に手のかかるようなお仕事をいらっしゃる方には、市独自の予算でも少し加配をしてあげて、その運営ができるだけうまくいくような方向をぜひお願いしたいと思っております。確かに委託料としてもう決まったものをあげているというのはわかるんですけども、なかなか現場の先生たち、今までは資格がなかったということで、随分保育園とか学校の先生とかから差別とまでは言いませんけれども、低く見られた状態で仕事をなさっている。でも、実際、小学校の子供と同じ子供たちを預かっていらっしゃる、責任もあるわけですから、それなりの待遇の改善をひとつぜひ願

いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

指導員さんの処遇の改善ということで、おっしゃるとおり、子供さんがいっぱいいらっしゃる中で、結構障がいの子供さんもふえてきているという話も指導員の先生からお聞きしますし、今後、指導員になられる方というのも今不足しているというような状況もございますので、そこら辺の処遇については、現場の先生、また運営委員会とも話をしながら、今後のことについては研究してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

学童保育所の指導員の先生たちもぜひ若い方たちでもかかわって、それでもちゃんと生活が成り立つぐらいの、できればそういう待遇の改善ということも考えていただきたいと思えます。

最後になりますけど、学校教育課の課長にお伺いしたいんですけど、前回は質問しておりましたけれども、大川市のつくりました「生活習慣・家庭学習のすすめ」という冊子、今年度はどのようにお配りいただいたのでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

学校教育課長。

○学校教育課長（下川慎司君）

配布の方法ですけれども、これは毎年のことですが、年度初めの4月に市内の幼稚園、保育園及び小学校に対しまして「生活習慣・家庭学習のすすめ」を持っていない幼児、児童について調査をしていただいて、その幼児、児童への配布、必要な部数を知らせていただいて、それをお送りして、それを配布していただいております。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

8番。

○8番（遠藤博昭君）

ありがとうございました。6月の市報にも、また大川っ子の「生活習慣・家庭学習習慣」の定着を目指してということでアンケートもとってありました。大川の子供たちの学力を上げるために学校の先生たち一生懸命であるのは十分にわかっております。でも、なかなか家庭学習の習慣というのの定着がないがゆえに学校の授業でわからなくなっておくれてくる子供たちもいると思います。できるだけ義務教育ですから、全ての子供たちが基礎学力ぐらいはしっかりと身につけて卒業できるように、そのために家庭学習の仕方がこれ、この冊子の中に事細かく載せてあります。ですから、できるだけ丁寧に説明して、お母さん方に家庭学習の大事さというのをわかってもらえるような、そういう施策をお願いしたいと思いますし、恐らく30年ないし31年度にはまた教科書の指導要領が変わると思います。これはもうお願いですけれども、せっかくこういう立派なものがありますから、ぜひ指導要領の改訂の折にはこの中身もうもう一度精査していただいて、できればお金かかりましょうけれども、改訂版でも出していただけるように、そして、大川の子供たちがしっかりした基礎学力を身につけて卒業できるような教育というのを施していただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

これで終わりたいと思います。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

済みません、先ほどの遠藤議員の質問の中で学童の支援員さんの数についてお尋ねがありましたので、8学童で4月にいただきました名簿上では40人いらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

学校教育課長。

○学校教育課長（下川慎司君）

先ほどの遠藤議員の内容の見直しについてですけれども、現在のこの「家庭学習のすすめ」を作成いたしましたのは平成21年4月でございます。7年たっているわけで、この7年の間には子供たちを取り巻く状況も変わってきておりますし、特に昨年度は大川っ子のため

の安心ネット宣言を行ったり、あるいは大川市の家庭教育憲章を新たに制定したりしておりますので、それらとの整合性を図るためにも内容の見直しをする必要があるのではないかというふうに現在、教育委員会のほうでは検討しております、今年度中に一部見直しをしたいなというふうに考えているところです。

以上です。（「どうもありがとうございました。ぜひよろしく願いしておきます。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀龍彦君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は2時20分としますので、よろしく願いいたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（古賀龍彦君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、12番川野栄美子君。

○12番（川野栄美子君）（登壇）

皆様こんにちは。きょう、ここの議会に来ます際に田んぼを見ますと、もう田植えをしている田んぼを見ることができました。季節の移り変わりというものは本当に早いと思います。

6月の議会、最後の質問者となりました川野栄美子でございます。本日、私が質問いたしますのは、小学校、中学校教育の方向性と信頼される学校づくりを質問いたします。

さて、大川市の人口もふえる傾向が余りなく、人口減少が続いております。やはり小学校、中学校の教育の方向性、これは大川のまちづくりをする中に一番中心として考える大変大切なものだろうと思います。それと同時に、居場所である信頼される学校づくり、これも大事なものでございます。ある新聞によりますと、学校の教育というものが「教育の社会化」という文字であらわされておりました。教育というものがこの日本の社会の中に渦を巻いて、何かいい方向に行くんだったらいいですけども、ただ、教育一本ではやっていられない社会が実現したということでもあります。お父さん、お母さんが働く中、子供たちを父親、母親のかわりに誰がサポートするのかというのは大問題であります。先ほど私の前に遠藤議員が質問されましたが、そういう中にも大変難しい様相があったような気がいたします。中でも

一番大事なものは、家庭教育がやはり教育の中の一番柱としてあります。それから、幼児教育、学校教育、学校教育も中学校を卒業しますと高校、大学、今は大学院とかいうものもありまして、かなり長い間この教育を受ける日本であります。でも、社会教育、社会の中でどう生きるかというのがとても大事なわけでございます。

そんな中、福岡県も小学校、中学校の教育をしっかりとやっぱりやっつけていかなきゃいけないというところで試案を出しております。ある新聞を読んでおりましたら、「教育の社会化」の中にこういう文字が目にとまりましたので、きょう少しここを読ませていただきたいと思います。その中に、「夢を、貧困につぶさせない」という見出しでありました。子供の未来応援国民運動というところで、2014年に厚生労働省は日本の子供の約6人に1人が貧困状態にあると報告しました。昨年10月1日、内閣府、文部科学省、厚生労働省と日本財団が中心となり、子供の未来応援国民運動が始まりました。では、貧困によって受ける教育の格差が生まれ出されるとどうなるのかということですが、子供の貧困を放置すれば、子供の一人の将来が閉ざされてしまうだけではなく、貧困の連鎖により労働力の減少や市場の縮小、社会保障費の増加など社会的な損失につながる懸念がある。子供の貧困対策の推進は未来への投資です。これまでは貧困は個人の問題と考えられてきましたが、このように社会や経済全体に影響があることが示されています。そういうことで、そういう子供たちにボランティアをする学生の奨学金の負担を軽減する経済支援、それから、就職活動などで社会貢献活動を積極的に評価する教育支援のボランティアの単位を認めるというようなものがあっております。

それから、福岡県の学校教育振興プランの概要の中に「ふくおか未来人財とは」と出ております。ふくおか未来人財は、国際的な視野を持って、地域で活躍をする若者のことである。ふくおか未来人財に求められている力としては、1、学力、体力、豊かな心、2、社会にはばたく力、3、郷土と日本、そして世界を知る力。次に、福岡県の学校教育が目指す方向として、学校教育の目標として、“社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心を培う。社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育てる。”となっております。つまり、一口で申し上げますと、教育はしているけれども、社会に出て本当に困らないような人間をつくらなくちゃならない、これが一番大事なことですよということを訴えています。

そういうところで、福岡県独自の指導法、「鍛ほめ福岡メソッド」というのがあります。これは、鍛えて褒めようというようなものが縮小されまして、「鍛ほめ福岡メソッド」とい

う名前になっていますが、じゃこういう取り組みはどんな事業なのかということをお尋ねしたいと思います。

次に、学校づくりのことです。県では教育の施策の5つの柱に「個性や能力に富み、学力・体力を備えた子どもを育てる」「豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる」「信頼される学校をつくる」「文化・スポーツ・社会教育の活動を盛んにする」「人権が尊重される心豊かな社会をつくる」ということになっております。

そこでお尋ねいたします。安心して学べる学校づくり、魅力ある学校づくりでは、大川市は今はどのような現状で、課題はどんなものがあるのかということをお伺いしたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）（登壇）

川野議員お尋ねの「鍛ほめ福岡メソッド」についてお答えをいたします。

福岡県では平成20年度から26年度まで教育力向上福岡県民運動に取り組んできました。その中で、「鍛えよう！ほめよう！学校の教育力向上プロジェクト」という事業が推進されており、その結果、子供の学ぶ意欲や自尊感情などにおいて一定の効果が見られたところであります。

このことを踏まえ、福岡県は平成27年度より教育力向上福岡県民運動の継承をしながら、新たに「鍛ほめ福岡メソッド」を実践しているところです。これは、次に上げる2つの条件を満たす福岡県独自の指導方法のことです。1つは、指導者は子供に少し難しい目標や課題を設定し（鍛える）、子供はその目標に向けて挑み、取り組んだ過程や結果を認める（褒める）というような指導方法を取り入れること。2つには、学校と家庭、地域が連携・協力して、同じようにこの指導方法で取り組むこと。これらの2つを満たす指導方法を「鍛ほめ福岡メソッド」として実践してきたところです。本年度、福岡県はこの「鍛ほめ福岡メソッド」を教育にかかわる全ての大人、指導者が共有して実践することを目指すとともに、福岡県教育施策実施計画に「個性や能力に富み、学力・体力を備えた子どもを育てる」など5つの柱及び11の項目、28の重点的に取り組む施策を推進していくこととしています。

本市におきましても、この「鍛ほめ福岡メソッド」を全小・中学校で積極的に推進してお

り、とりわけ第1の柱「個性や能力に富み、学力・体力を備えた子どもを育てる」については、例えば夏休みに算数・数学強化講座を開催し、事前テストと事後のテストの実施により、点数の伸びを見える化して、子どもたちに自信を持たせるなどの工夫を行っているところです。

また、第2の柱として「豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる」では、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた体験活動等の実践として、毎年、本市小・中学校の中から1校をその推進校として福岡県教育委員会に推薦し、平成27年度は木室小学校での木室小学校ふれあいデーの取り組みが紹介されています。学習発表会では子供たちが達成感を味わえたこと、親子でクイズやスポーツに挑戦する体験活動では、親子でお互いに称賛した取り組みを報告させていただきました。

また、本年度は大川小学校の実践から、音読集「唱」や教科書の音読を鍛える「あいうえ音読名人」の取り組みを報告させていただく予定となっています。

次に、安心して学べる学校づくり、魅力ある学校づくりでの大川市における現状と課題についてお答えをいたします。

現在のグローバル化や知識基盤社会化の中、子供たちを取り巻く環境の変化は著しいものがあります。そのような中、日本の教育は確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた力を育み、「生きる力」の育成を重視した教育に取り組んでいます。本市としましては、国や県の動向や施策について本市の実情等を把握し、着実に取り組みを進めているところです。

さて、本市の教育の現状としましては、次のように考えております。

まず、知・徳・体のバランスのとれた教育につきましては、学力面、体力面、生活面、いずれにつきましても、保護者、地域、学校が一体となって取り組まれているおかげでおおむね良好な状況にあります。また、安全・安心な教育環境につきましても、地域の見守りやPTA等の物心両面にわたる御協力や御支援により、安全で安心な学校教育が実施されております。

今後、さらに少子化が進む状況において、本市としてさらなる教育の質の向上が求められています。本市が進めております中学校の再編につきましても、施設が新しくなるだけでなく、一層充実した教育活動が可能となり、子供たちが持っている可能性をより多く引き出せるようなさまざまな取り組みをしてまいります。

魅力ある学校づくりのため、昨年作成した教育大綱を基本として大きく3つの側面から取り組みたいと考えております。

1つ目は、教育内容についてであります。子供は教育課程で育つといます。今後の学校教育は、一層の思考力、判断力、表現力等を身につけるために、主体的、能動的学習へと学習方法が変わっていくものと思われれます。いわゆるアクティブラーニングを取り入れた学習指導です。グループワーク等で多様な考えに触れたり、自分の意見や考えを発表したりする学習がより多く取り入れられています。また、今後大きく変わります教科としての道徳や、英語力向上のための小学校5年生からの教科、英語についても充実した教育活動に取り組みたいと思います。さらに、本市の中心産業でもある木工に関する教育、木育を中心にした教育活動の推進やふるさと学習にも力を入れていきたいと考えております。

2つ目は、学校と地域との連携についてであります。国が進めているコミュニティースクールを本市でも推進していきたいと考えます。具体的には、学習支援や登下校時の安全確保、校内の環境整備など、現在も各学校で取り組まれている学校支援ボランティア事業において、学校と保護者や地域の方々が協働しながら、子供たちの豊かな成長を支える学校づくりを進めることにより、学校、地域、家庭の連携がさらに深まり、教育活動が充実すると考えます。

3つ目は、教員の資質の向上についてであります。教育の質を上げるには教員の質の向上が不可欠であり、教師の実践的指導力の向上が求められます。校外、校内での研修を充実させるとともに、授業力や対応力、マネジメント力などを身につけた理論に裏づけされた実践できる情熱ある教師を育て確保することが大切です。また、大川市教育研究所における研究員研修や各種講座の開設、保・幼・小・中連携事業における合同研修会の開催など、教師のライフスタイルに応じた研修の充実を図りたいと考えています。

最後に、教育施策の評価についてお答えをします。

大川市教育委員会では、毎年、教育委員会の――失礼いたしました。学校の評価については、質問は壇上ではなかったですね。はい。

それでは、終わります。壇上から以上でございます。答弁漏れ等がございましたら自席より答弁させていただきます。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

はい、ありがとうございました。

るる御説明いただきましたが、まずもって、やはり教育の方向性の中に学力の向上というものは一番大事なものだろうと思います。今、答弁の中に大体良好であるとおっしゃいましたが、学力向上の中に、確かな学力の向上をするために取り組みがいろいろあります。その中に、私、教育長に申し上げたいのは、習熟こそが教育の原点ではないだろうかかなということに当たりました。それは何でこう思ったのかといいますと、習熟ですね、習ったことが熟していくということです。それは、東日本大震災のときに巨大津波がありまして、「釜石の奇跡」というテレビ放映がありました。ここに、防災教育が行われておりまして、群馬大学の片田敏孝先生という方がお越しになりまして、津波の対策のカリキュラムをずっと教えに行っております。自分の命は自分で守る力を育てるところで学年ごとに防災の授業を行っております。例えば、数学は津波の速さ、速度を計算するというものをする。例えば、国語の授業では津波に関する教材を活用するというようなものをしていく。子供たちに、こんなに99.8%助かっていますので、これは奇跡であるということ放映したんですけども、その中に、この子供たちが言ったのは、「奇跡ではありません。日ごろ習っていることをしただけのことです」ということでありますから、やはり今の教育、今、教育が何をしなくちゃいけないのかというのは、この習って熟す、そこまでやっぱりして、それが子供たちがみずから体が動いてやっている。中学生が動いて、小学生、それから、幼稚園、老人ホームと、そして高台のほうに逃げていった。そういうところがありますので、箴島議員の質問に防災教育はどうですかという話があったんですけども、やはり褒めて鍛える県の事業の中に体験をなささい、体験をなささいと言っていますね。今度防災教育というものも大事だろうと思いますが、これは社会教育なのか、学校教育なのか、ちょっとそこのにきものはわかりませんが、やっぱり体験として真っ暗な中で歩く、それから、真っ暗な中で寝る、真っ暗な中で食べる、この体験はとても大事と言われていきます。それを学校教育の場とするのか、社会教育の場とするのかというのがちょっとなかなかわかりませんが、そういう体験をしておかないと、いざというときになかなか体が動かないということでもあります。私はこれを聞いて、真っ暗な中という、私も一回全部真っ暗な中に行ったら足がやっぱり進みません。前のほうに行きません。ずっと目がなれてしばらくすると、何か見ようとする力で少し見えてきます。真っ暗な中で足が進まないという体験をしましたので、こういうことが実際にあつ

ていますので、よかったら、こういうふうなのをうまく取り入れていただきたいなと思ってちょっと質問しておりますけど、いかがなものでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

「釜石の奇跡」、釜石東中学校の子供たちが、たしか隣にある小学校の子供たちが逃げているのを見て、中学生が呼んで一緒に裏山に逃げたという、いわゆる「釜石の奇跡」でございまして、私も実際に東北に赴いたときにその話を聞いたわけでもございまして、ですからこそ、先ほども答弁の中に、大川中学校の保・幼・小中でのいわゆる合同訓練をしたわけでもございまして、そういう流れは、当然体験が一番であるというのは、それは学校の中でも必要だろうと。学校の体験もそうですが、社会教育での体験も当然必要だろうと。限界がありますので、お互いに相互補完しながら体験活動を組み入れていきたいというのは当然でございます。

ただ、暗闇体験であるとか、実際、そこまで具体的には学校のほうではしていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

どこでもいろんなところでしていきだろーと思いますが、やはり真っ暗な中で食べる、寝るといふようなものは、一度体験すると、子供もいい体験になるだろーと思しますので、ぜひ参考にさせていただきたいなと思します。

それから、体力の向上とか豊かな心の育成などがありますが、その中で人との絡みですね、これはとても大事になるだろーと思しますが、19日に文化センターの中でななつ星の汽車の講演があるということで今パネルが張ってありますが、そこに303号だったですか、その中にこういうマークが入ってありました。これは、私が民話の研究をしている中に、これは五角形の中に友達、交流する場合に、2人、3人というものじゃなくて、5というのが最低の数字とあって、江戸時代から5人組とあって、この5というものは非常に貴重されたもので、これが残されている。この残されているのが教育の中にも入っているということで、

「向こう三軒両隣」で5ということですね。でも、5だけではなく、ここの中にもう1つ星が入っているので10になるわけですね。だから、5人だけど、10通りのいろんな意見を聞く。だから、この形というものは非常に大事であるということを江戸時代の人々からずっと受け継いで今日に入って、ななつ星のところにこのマークが入ったものが組子でしてありましたので、この数字というものはとても大事で、意味があっている文字だなと思うわけです。だから、5人の班にするということは、とても理にかなったものだと思いますので、班構成などする場合には、この5の数字ですね、5人の数字をしながらやっていただいたら私は効果が上がるんじゃないだろうかと思っておりますので、この5人組ですね、これは教育の中にもぜひ使っていただきたいと思っております。それは私も小学校のときに、5人ずつなりなさいというのに、何で5なのかわかりませんでした。今になってこういういわれがあって、5の倍の10になるものがこの中に隠されている。だから、5がいいんだということをもう江戸時代にこれがつくられていたということを初めて知りまして、やはり教育の中にはそういう古いものが脈々残っている。それがなかなか私たちは忘れてしまっているということでもありますので、きつともっといいものが残されているのに私たちは気づかないだろうと思っておりますので、ななつ星のところにもあったと思っております。組子にしてあると思っておりますので、ぜひまたごらんになっていただきたいと思っております。

学校では班分けはどのようになさっているのでしょうか。班分けとか、そういうふうなもの。数字はこだわってありますか、それともどうでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

以前、学級が非常に多かったころ、1つの学級の中に40名近くいたころは、いわゆる6・6学習というのがありまして、6人で6班、これが当時はいわゆるはやったといひましようか、グループ学習方法でございました。

しかしながら、今は6人いないんですよ。ですから、非常に小さな学級がふえてきたものですから、今、ペア学級ですね、ペア学習をしています。2人組、これが一番グループ学習としては多いようでございます。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

人数が少ないから2人組ということですが、2人からは外に出ではみ出さないから、やっぱり枠を超えたような意見とか何かする場合には、5人というふうな数字が理にかなっているということですので、ぜひこれも使っていただきたいと思いますので、参考のためにしていただきたいと思います。

次、質問に移ります。

学力の向上は大事でありますということをお伺いいたしました。それから、体力の向上も大事と言われております。今度オリンピック・パラリンピックなどが近づいてまいりました。いろんな市では科学的な知見を持って先進的なスポーツを取り入れて、科学的に説明をしながら、スポーツの関心を非常に高めて、それがいい成績をとったということは非常に聞くんですけども、大川市はそのような考えはないのでしょうか。よそから招いてするということがあります。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

今のところそういう企画等はしておりませんし、考えもちょっとまだわからないところでございます。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

例えば、オリンピックまで行かなくてもいいけれども、福岡県で陸上で1番になったとかいう方を招いて、そういう方が来てお話をして、実際に走ってみたら、やっぱりポイントを科学的に言うから、足の蹴り方が何度ぐらい上げてすると速くなるとかいうふうに指導されるから、非常にそれが参考になるということですね。だから、そういうものもしていますので、大川の子供たちにも何か刺激になるようなものを入れないと、あんなふうになりたいと目指すものがないと、スポーツも何かいい方向に持つていくためにはそれも必要だろうと思いますけれども、そうすると子供たちも喜ぶだろうと思います。いろんなところでいろんな催しがされておりますので、ぜひこれは取り入れていただきたいなと思いますけど、市長どうでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

そういうことがあるということ、私、今知りましたので、ぜひ研究させていただければというふうに思います。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

研究するには時間が長くかかるとは思いますけれども、研究しなくて、これすぐ呼べばいいことですので、教育長もいらっしゃるし、いろいろ話し合って、副市長もいらっしゃいますので、本当に学校のことをよく考えていただきましたら子供が喜ぶだろうと思います。ぜひそのこともお願いをいたしておきます。

そうしましたら、次の質問が教育の施策の効果を把握するため、指標及び目標値あたりは大川市はどのようになっているのかということをお聞きいたします。

○議長（古賀龍彦君）

学校教育課長。

○学校教育課長（下川慎司君）

教育施策の評価についてお答えいたします。

大川市の教育委員会では、毎年、教育委員会の活動実績ですとか、教育委員会での審議、報告事項などの取り組み状況を取りまとめておきまして、主な取り組みについて、推進状況と達成状況の2つの視点から検証を行っております。その後、推進状況と達成状況を総合的に勘案し、施策ごとの拡充、継続、縮小、見直し、休廃止などの方向性を明らかにして施策の推進や改善に努めております。

評価の内容は、大川市教育振興プログラムの10の目標に36の施策を策定しておきまして、その施策を推進するため45の主な取り組みを行っております。例えば、目標1の確かな学力をはぐくむでは、全国学力・学習状況調査において、平成27年度には国語、算数、数学で全国平均を上回るとの目標を設定しておりましたところ、小学校については目標を達成したものの、中学校では達成できなかったため、今年度から非常勤の講師を配置し、個に応じた指導体制に見直しを行ったところでございます。このように、評価や取り組みの見直しにより、

大川市が進める教育がより目標に近づけるものになるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

はい、ありがとうございました。小学校はまあまあよかったけど、中学校はちょっとまだもう少し頑張らなくちゃならないというようなお答えでございました。

教育長にお尋ねいたします。

中学校はなぜこういうふうに小学校と違うようにこれが上がらずにいくのでしょうか、その原因は何だと思えますか。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

このことにつきましては、昨年も学力向上の実態調査の結果を踏まえて御質問があったわけですが、そのときにもお答えしたんですが、大きくは3つほどあって、1つは、中学校の授業改善という意味で進んでいないということですね。2つ目に、私立等の指定校以外の中学校に行く子供たちが多いということですね。それから3つ目に、貧困率の家庭が非常に大川市内、先ほど6分の1というのが全国言われたんですが、実際、大川市は5分の1ということで近隣でも高い状況にあるという、これ裏を返せば、それだけ裕福だと塾に行けるということですね。もう中学校もばんばんばん塾に行っていますもんですから、それが通塾率が非常に悪いという状況で、これは関係ないんですが、実際、そのような3つの要因からなかなか、小学校でせっかくつくっていただいた学力が剥がれ落ちてしまうというのが実際にあるようでございます。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

はい、ありがとうございました。

もう1つ教育長にお尋ねいたします。

授業が終わった後の放課後の学習というものは小学校ではいかがなものでしょうか。学校

が終わった後の学習、家庭学習もありますし、学童もありますし、スポーツもありましようけれども、小学校ではどうでしょうか。放課後の学習のあれです。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

このことについては、たしか平成20年度から楽しい学び舎づくりということで、前教育長さんのときに各学校に学校の先生だったOBの方が入って授業をといいましようか、補充授業をされていたと。補充学習でしょうけど、そういったようなことでやられていたというのが今現在も続いているということでございます。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

中学校はいかなものでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

中学校に関しては、基本的には部活動または外部のスポーツ等々がございますので、3年生、卒業した後に、部活動が終わった後に、9月から学校によっては放課後残って、当該の3年生の学年の先生が残って教えたり、あるいはうちが市の派遣で出している数学学習サポーター等を含めて残って授業をしていただいていると。補充授業的なものですが、やっているという状況でございます。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

それでは、小学校であっております学童保育のことについてお尋ねいたします。

今まで小学校1年生から3年生まで、今度6年生までになりました。3年生までは今まであっていましたけど、6年生、実際にしてみると、6年生までですけれども、意外とこの学童に来る人は少ないというのが現状であります。6年生まで受け入れるようになったいきさつとか、6年生までしますから、今後プログラムはどのようにしていくのか。それから、共稼

ぎの家庭がふえていて、特別の支援の発達障がいとか、そういう方々も学童に来るといふうなものがありますので、こういうふうなものを含めて、これからの学童保育はどのようにしていくのかということを総括的にお願いしたいと思います。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

学童保育についてのお尋ねでございますけれども、学童保育所では、放課後に保護者がいない家庭の子供さんを安心・安全に預かることを目的に設立した施設でございます。平成26年度までは小学校3年生まで、平成27年度から6年生まで預かるようにしております。この預かるようになったというのは、小学校3年生までだったのが6年生になったという児童福祉法の改正がございました。この法改正の起因になったのが「小4の壁」という言葉があったそうで、小学校3年生までは学童に預けて就労ができるけれども、4年生になった途端に、子供がうちに帰ってくると居場所がないということで、仕事のほうをセーブしていかなければいけないのでということで「小4の壁」という言葉があったそうです。そういう声が国のほうに大分届いたようで、法改正がなされたというふう聞いております。

それから、障がいを持ったお子さんの加入ですけど、先ほどの遠藤議員の御質問にもありましたけれども、そういうお子さんが最近ふえているということで学童のほうからもお聞きします。そういうお子さんに対しては特別に加配の指導員さんをつけていただくことができるように、市のほうでは、先ほどお話ししましたように3人に1人、または障がいの程度によっては1人に1人ということができるように補助金を出しているところでございます。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

はい、ありがとうございました。

学童の中で一番親御さんが望まれるのは、学校で精いっぱい勉強しているから、学童に来たら外遊びなどをさせてもらいたいと思うけれども、指導者が少ない場合には目が届かないから、この部屋で遊んでいてくださいとかいうふうなのがあって外遊びがなかなかされない。でも、子供は遊んですることが大好きであるけれども、外遊びがなかなかできないというよ

うな問題点もあるということ、実際に私も学童に行きまして、子供を外やったら、今ここにいたら、どこかわかんようにちよろちよろ行って、外遊びで簡単に言うけれども、これは何がでもして何かしたらなかなか大変と思いますけど、この学童の中の外遊びはとても大事と思うけれども、やっぱり遊ばれないで、あの枠の中に入れてしまうというような現状があるということですね。でも、親御さんから言わせれば元気で外で遊んでもらいたいということがありますが、今、学童で1点だけ申し上げましたが、いろいろ困っているようなものがあつたら反対に教えていただきたいと思います。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

学童での困っている点はという御質問でございますけれども、学童の先生方に聞くと、新しい指導員さんがなかなか探そうとしても見つからないという、指導者のほうの関係でちょっと困っているという話をよく聞きます。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

学童の指導員はなり手はないということをおっしゃいましたけれども、私も、ある方がおやめになりましたので、誰かほかにおりませんかといってしました。ただし、なかなか手が少ないというのが現状なんですね。どういうことをしたら喜んで来ていただくのかなと思います。どうしたらそういう指導員の方が喜んで来ていただくのかというものは担当課としてどう思っていらっしゃいますか。

○議長（古賀龍彦君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

まず、処遇の面は1つあるかと思います。先ほどもお話ししましたけれども、基本的に800円から900円の賃金体系ということで、それと、夕方の大体3時から6時までとかいう時間帯になりますので、家の主婦をされている方なんか、なかなか夕飯の支度とか何かがあつて外しにくい時間帯かなと。そこの部分だけお仕事してくださいというのはなかなか難しい

面もあるかというところで、そこら辺でちょっと指導員の方が見つけにくいのかなというふうに感じているところです。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

今おっしゃられたように、働く時間が短い。本当は主婦の方がこの時間だけ働いてくださいというようなもので、私ちょっと暇だから学童に行こうかねと簡単なものから始まったんですけどね、だんだんだんだん何かいろいろ資格を取った人じゃないとできないと行って、学童が家庭的に温かい雰囲気をしなくちゃいけないのが、何か教育の延長のような感じになってくる。これが本当にいいものかなということですね。一番大事なのは子供の存在感を与えるような場をどこかにつくってやらないと、私はどこで子供たちは発散するだろうか。学童に行く子供たちは、ここでやっぱり発散をして、家に帰るとおとなしくしているそうです。だから、家に帰ったら大変いい子、学童では大いに発散をする。それでも私はいいと思うけれども、やはり一人ひとりの存在感、これは教育も同じだろうと思いますが、学校が今から何をすべきかというのは、存在感をやはり植えつける、そういう教育が私はすばらしい教育だろうと思います。教育長が今おっしゃっていただきました、これから中学校が2校になる、編成ということで学校づくりがされていますけど、どんなに校舎が新しくなって人数がふえて、クラブ活動もできるようになっても、けんかがあったり、学校に行きたくなったりしたら、どんなにすばらしい学校でも、やっぱりこれは学校として値打ちが下がってしまいますので、どんな学校をつくってくるかということはとても大事と思うわけです。

教育長にお尋ねいたしますけれども、再編が新聞などに載ってしまして、中学校を2校にするということが載っておりました。これはもう決定したのでしょうかね。説明に行きますと、決定したのか、決定していないとか、その場によってちょっとニュアンスが違うような感じがいたしますので、どうなのかということをお尋ねいたします。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

実際に説明会に私行っていないので、ニュアンスが違うというふうなことはちょっとわか

りませんが、基本的に答申を尊重して、基本的には中学校を2校にする。それと、場所に関しては決定であるというふうに、各説明会では担当のほうの話をして説明しているというふうに思っております。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

今のお答えでは、答申を出したからこんなになりましたという説明をして回っているということで、説明をして回っているということで理解すればよかですか。決まったわけではない。どうですか、そこは。説明をしに行っている。決まったものを説明するとはまた全然意味が違いますけど、どうでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

後半の部分で、決まったものを説明に上がっていると。ここまでは決まりましたということとで説明をしているということでございます。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

その中に、私、住まいが三又ですけど、三又は三又中学校が東中学校のほうに行くというふうになっております。その中で、PTAの方々の意見として、幼稚園が統合される場合には、以前にアンケートをやっていたら、そして説明があったけれども、今度はアンケートがなく、いきなりこうなりましたからと説明がありました。だから、幼稚園のときにはそういう丁寧にあったけれども、中学校のときには、もう自分たちの代表が出てしたからこうなりましたという説明では、やっぱりそれが下まで情報が流れないから、えっ、そうだったの、知らなかったと言って、小学校に行っている人も知らなかったというところがありますから、この付近のところは市のほうももう少し丁寧にしてもらいたいというような御意見がちょっと出ておりましたけれども、その付近はどうなのでしょうかね。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

通告外であったので、ちょっとそこらについては合議していなかったのであれなんです、基本的に今回おっしゃるように、学校の再編についてアンケート調査をして2校の場所等については決めたわけではございません。あくまで諸般の事情、基本的には5つの答申に従って尊重しながらやったということでございまして、おっしゃるとおり調査はしておりません。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

これから中学校に行くという、幼稚園の子供さんを持ってある、ちょうど5年ぐらいに学校に入って、中学校とか、それから、小学校の低学年が東中に行かなくちゃいけないというようなお子さんをお持ちの方が、やはり何も知らない間に決まったというようなところがですね、三又に住んでいて自分たちは非常にそれが寂しい。やっぱり情報をしっかり教えていただきたかったというような御意見がたくさん出されておるわけですね。そういうところから、大川市としては学校を2校にするということでありまして、小学校はまだ8校残っているということでもありますね。ただし、この説明によりますと、だんだん子供が少なくなってくるから、中学校も2校にするんですよというふうな感じの説明があったんですけど、じゃ小学校もだんだん少なくなったら、今度は小学校もどうするかというようなものは頭の中に市は考えているのかということをごひ聞いてくれということでございますけど、どんなものでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

これもまた通告外の話なので協議はしていないんですが、あくまで答申のための検討委員会を開いて2年間やったんですよ。その中で、結果的には答申を出す中で、まず中学校を2校にしよう。でも、場所は決めかねんと。それまで責任とれないという御意見はいっぱいあったというふうに私は思っていますし、実際にあったんだろうと思うんですね。川野議員もその中に入っていらっしゃったので、その中でまず決まったということでございますね。結果的には、その後に私どもで2校の配置については決定をしていくということになったわけでございます。

もう1つの小学校の件についても答申のとおりでございまして、複式学級になった場合には、また改めて検討をするということで8校残ったということでございます。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

私は、小学校を残すときの委員会は文教委員長だから入っていましたが、今度変わりましたから、中学校のところはちょっと入っていないんですけれども、やはり地域というようなもので三又中学校と小学校とやってきたものが、中学校が東中学校のほうに行くから、じゃ本当に三又はこの地域性ですね、やっぱり盛んな中学生の子供たちが向こうに行ってしまうし、遠くなるからということで不安であるという声はもう教育長もひょっとしたら耳に入っているかも知れませんが、そのことがですね、不安、不安というようなものがだんだん不安が広がっていったら、やはりこれはなかなか難しい問題があるだろうと思いますので、私も説明のときに言っていただきましたけれども、じゃ新しい学校としてこういうよさがある、こういう環境であってというふうなものがまだ全然示されないで言葉だけになっている。だから不安である。行政としては一番大事なのは、その不安を持つようなものはないようなものにしていかなくちゃいけないだろうと思います。これから不安を取り除くようなスケジュールはどのような感じでなさっているのか、御説明をしていただきたいと思います。

○議長（古賀龍彦君）

古賀主幹。

○学校教育課主幹（古賀美保理君）

今回、保護者を対象にした説明会ということで全校区を回らせていただいたんですけれども、三又校区、おっしゃるとおり、いろいろ御意見とか不安の声をお伺いしております。今後、地域ですね、各コミセンのほうでもまた説明会を実施しますし、そちらでもまた引き続き、まだ納得というか、御理解いただけない場合には、再度、再々度というか、納得いただけるまで何度でも御説明に回ろうとは思っております。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

学校教育課のほうのお答えがありました。納得いかなかったら、納得いくまで何度でも

説明に行くというふうにおっしゃいました。説明に行く場合に、同じことを何回も繰り返さず、少し進展があるようなものを持っていかないとならないと思うわけですね。だから、1回目はばあっとした説明であるけど、2回はどうして、3回目はこうやって行くというようなものの、何かそういうエネルギーが伝わらないと、大体大丈夫かなという感じがしますのでこの質問をしているわけですね。でないと、やっぱり三又のほうで中学校がなくなったら、あの付近はしんとなくなってしまって、本当にこの三又のコミュニティも低くなるんじゃないだろうかという、地域の方も御心配されているのは事実でありますから、それを心配しないでいいよ、こうですよということを、ある程度そういうことを言わないと、説明いたします、こうなりました、決まっておりますと言ったってなかなかうまくいかないだろうと思います。その付近はどうなのかということ。教育長お願いします。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

今週全てのPTAの説明会が終わりました。まだ取りまとめていないんですが、いろんな要望とか疑問点が出てまいりましたので、それを取りまとめて、改めて今度は地域のほうに来週から入っていくわけですが、三又校区の地域の方々はたしか来週の27日だったかなと思うんですが、そこからまたスタートします。ですから、PTAでいただいた疑問等の新たなお答えを持ってそちらに参ろうと思っています。ですから、だめなら次というのは置いといても、実際、それに対する回答を持っていきますので、そこで説明を十分にしていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

もろもろで制服をどうするか、スクールバスをどうするかというのは、後ほどそれは決めればいいもので、そんな難しいものはないだろうと思うわけですね。

ただし、説明の中に一丸として間違いないように2校に絶対して、これからは絶対動かしませんよ、これは決定したものですよというふうなものをずっと言い続けるか、いろいろ要望があったとを変えていくのかというふうなものがですね、いろいろ要望があつていきますから、そういうふうなものは行政としては、今、教育長がおっしゃったように、いや、これは

このまま進めようと思っています。進めようと思っていますだから、思っていますとかいうふうな感じにしたらなかなか弱いわけです。しますというふうな感じのものでやっぱりしっかり言っていたかかないとなかなか難しいところがある。だから、本心は物をしっかり持っていないと、三又はかなり難しい問題があるだろうと思います。こうなりますということですね。そのことをどうですかとまず最初に教育長に聞いたんですけど、市長も同じと思いますが、市長どうですか。

○議長（古賀龍彦君）

市長。

○市長（鳩山二郎君）

中学校の統廃合のことについてだと思いますが、もちろんこれは決定事項でございますので、1つは、東中学を新たに建て替えるということと、あともう1つは、大川小学校のところに中学校が入るということでございますので、4校を2校にするということは決定事項でございますので、それはさまざまな御議論があつてしかるべきだと思います。こういった公共施設が減るということは、やはりそれは市民の皆様方が大変不安視する気持ちも十分わかりますので、やはり我々といたしましては、学生のそこで学ばれて、部活動で汗を流して、ともに夢を語り合ったり、そして勉学に励んでいただく学生の方々のためを思ってこういうことをしているんですということをやはり真摯に説明していかなければいけないなというふうに思っています。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

市長、教育長よく聞いてください。今までの説明では納得いきませんよ。やっぱり言葉を選び、そして本当にこれがすばらしいというものを持っていかないと、だんだんそれ反対というものは膨らんでいきます。そうじゃないような感じでしっかり言って、うちの大川市の教育はこんなにすばらしい、東中学に行って、それ以上のものがあるんですよということを伝えないから、熱で全然伝わってこない。熱が伝わってこない。やっぱりそれを熱が伝わってこない限りは、ああ、そうですか、賛成というのはなかなか難しいと思うわけです。どれだけ情熱を持ってやっていくのかということでもあります。その付近いかなものでしょうか。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

川野議員のおっしゃるとおりでございます、ただ単に説明に行った行かん感は確かにあります。こういうような学校をつくりたいと。当初は2つの中学校を、1つは小中一貫学校をつくるんだという特色を出そうと。そしてもう1つは、でかい学校をつくって、どこにも負けない施設をつくった学校をつくろうというふうに考えておりましたけれども、平等という関係でそれはかなわない。そこで、新たに新しい学校づくりということで今考えて、きょうも登壇して話をしましたような、3つの側面で新しい学校をつくっていこうというふうに今模索しているところでございます。

なお、いずれにしても、学習指導要領が4年後、3年後には変わります。話をしましたように、学習の内容も変わります。小中一貫学校型の学校をつくっていかなければならないという方向性も当然出てくるわけですね。英語を教えらる先生が中学校しかいないわけですから、そういった意味での学校は変わるんだというのは当然あるわけでございますので、4年後を見据えたプランを今後説明していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

教育長から先ほど先生たちのレベルも上げて、教員というのは学校の中の指導者の中心におられますから、よりよい先生たちを育てるということはとても大事と思うわけですね。ベテランの先生たちもある程度になったらことごとくやめるような時代が来て、学校教育は大丈夫かなというようにお話もちらちら聞いています。先生も人ですから、その先生によって子供が学校に行きたくないとか、行きたいという子供が出るぐらいに、それだけ先生というものは重要なものであります。ですから、本当に情熱を持った先生に来てもらって子供たちに接していかないと、学力を上げるというよりも、先生が好きだということがもっとこの前に大事なところがあるわけですね。そういう先生たちを誰が予算を取って指導するのかということで、大川はこのいい先生を誰が指導するんですか。

○議長（古賀龍彦君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

先ほどおっしゃったように、ここ5年間でかなりの退職者が出ます。小学校はそこそこうまく回転しておりまして、それにかかわって初任者も入ってはきているんですが、中学校はここ2年間、初任者の先生はゼロでございます。50代の先生がダブついている中で、これは統廃合の関係があつて初任者を入れなかったこともあります。実際に2校になりますと、定数でいうと、12学級ですので教職員が18名程度でいいんですね。管理職を入れて1つの学校に20名、12学級の学校が2つならばおおむね40名あればいいわけですが、今現在、市内の中学校では59名の教員がいます。あとは講師または非常勤講師になるんですが、59名のうちに、5年後には31名残ります。その間、結果的に先ほど言った40名ちょっと必要ですから、10名ぐらいの余裕が出てきて、そこに新規採用教員が今後入っていくのかなと。これ決めるのは、指導するのは、あくまで新規採用教員ですので、入ってくる先生は県がお金を出してくれて、初任者研修、法定研修の中で1年間しっかりと指導をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

学校が簡単に移れるというようなものにさまざまな問題が今から出てくるだろうと思います。ここに市長、それから、副市長、教育長いらっしゃいますが、3人の方々がしっかり同じ方向を向いて熱意を持ってやらないと、この問題は非常に難しい問題が秘めているということでもあります。中にこういうことをおっしゃる方がいらっしゃいます。中学校と小学校があるから不動産価値が高いのであるけれども、なくなったら、それもやっぱり低くなる。だから、学校がなくなるということは、それだけ地域ががたっとやっぱりなってしまう。だから、私たち三又にとっては、これは大変な問題である。だから、大変な問題を踏まえて東中学校に行くんだから、失敗しましたということは絶対言われない、大問題なんですよ。いろいろ上げますといろいろ出てきますが、今度三又も会合があるということでおっしゃるだろうと思いますが、何しろ学校を移していい環境で、子供たちに新しい環境を取り入れてゆっくり学んでほしいという鳩山市長の希望もありますし、そのようになるような感じに持っていくために、ひとつ教育長を初め、担当の方がいらっしゃいますが、説明会には本当

納得されるような説明方法、あらゆるものから持っていて話していただかないとかなり難しい点がありますので、その付近はよろしく願いいたしておきます。

それから、市長にお尋ねいたします。

中学校が東中学校のほうに行くという話を聞いて、じゃ三又のほうも子供がふえるような感じのものがしなくちゃならない。やっぱりふえたら三又というところもあるからというところで分岐点、鉄道の話になりますけれども、大善寺から筑後川を通過して佐賀空港まで西鉄とかJRが来ていただくような鉄道をやっぱり持ってこないところの発展はないだろうというところで、大川の発展、ましてや教育の発展のところ、そういうようなものも行政としてはしっかりやっていただけないかなというような、そういう要望ものが出ておりますけれども、かなりこれは大きな問題で、さあ、今、私がしますということは答えられないと思えますけれども、やっぱりそういうことも行政として今から考えていかないと、ただただ学校が向こうに行って、こっちのほうは何もないというようなものはいけないと思いますが、確かに大善寺から電車とか汽車が来ると非常に便利だなと思うわけですね。そういうふうなところもとても三又校区としては、三又ではなく、この大川市にとっても大事じゃないかということは盛んに言われておりますが、これは話だけで終わらず、実現するという方法はどんなふうな感じにしたらよろしいんでしょうかね。市長からちょっとアドバイスをもらいたいと思えます。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

大変スケールが大きい話でございます。鉄道は個別名は避けましても、私は正直言って、大川に鉄道をという要望をしたことはございます。どこの会社かは避けましても、やはり大変厳しいということでございます。これは向こうサイドから半ば笑いながら言われたことですが、そういうことしていただいたら可能性はありますけどと言われたのは、大川市が鉄道を敷いていただいたら可能性はゼロではありません。ただ、鉄道を敷くというのは物すごい金額なんです。桁が違ふんですね。それを敷いたら可能性はあるけど、そうじゃなかったら、我々が会社が倒産してしまうというような、そういった説明でしたので、大変これはハードルが高いなというふうに私は思っております。

ただ、川野議員は以前、新幹線の物流の話とかもされていたと思うので十分御承知だと思

いますが、いわゆる鳥栖駅と久留米駅の覇権争いと言い切っているのかどうか分かりませんが、いわゆる長崎のほうに行く新幹線がありますが、あれがほぼ佐賀サイドで決まりだろうと言っていた話が白紙になったということをお前は去年聞いておりますので、ですので、これはもっとスケールがでかくなる話ですけれども、例えば、久留米駅のほうから佐賀、久留米駅のほうから佐賀空港を通過して長崎に抜けていくというルートであれば、大川の上を通るという可能性は十分ございますので、そういった研究というのは、これは久留米市と、ちょっと久留米市の名前を出しちゃいけないのかもしれませんが、私は共同で研究をしてJRに要望する可能性というのはゼロではないのかな、そんなふうを考えておりますけれども、これもかなりスケールが大きい話でございますけれども、実を言うと、ある構想を私に持ちかけていただいた方がいて、それがですね、大川には駅がないので、いわゆるバスターミナルのようなものを計画されたらどうだと、それが結果的にバスの駅になるのではないですかと、そういった話もありますが、これも実現の可能性は極めて低いかもしれませんけれども、ただ、そういった部分も研究の可能性があるのでかなと。

いずれにいたしましても、私が市長になったときに、大川は陸の孤島だ、陸の孤島だと、大変市民の方にお叱りを受けて、とにかく鉄道を持ってきてくださいという、そういった要望も聞いていますので、そういった要望活動をした中で、先ほど言いましたけれども、かなりハードルは高いなと思う中で、JR新幹線の話もありますし、あるいはそのバスターミナルという可能性もあるのかな。今後とも夢を大きく持って研究していきたいなというふうに思います。

○議長（古賀龍彦君）

12番。

○12番（川野栄美子君）

市長、その研究のとき、ぜひ私も入れていただきたいと思います。

それから、市長、もう1つ、スーパー堤防の話もあっていますけど、そういう鉄道とスーパー堤防はどちらのほうが可能性はあると思いますか。スーパー堤防、大善寺からずっと。

○議長（古賀龍彦君）

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

これ大変話しにくいんですが、これは私が国に要望に行ったときとか、国にいろんな

花宗川だとか、あるいは大川の建設要望とかに行く中で、河川局とか道路局とか、河川サイドの方々や道路サイドの国交省の方とお話をする、スーパー堤防というのは道路関係の方々には力強く押し進めているんですけども、河川サイドの方々はかなり悩まれているんです。それが本当にその災害にとっていいのかというような、だから、河川サイドの考え方と道路サイドの考え方がいろいろありますけれども、スーパー堤防という可能性もあるでしょうけど、これもまたかなり予算がかかりますけれども、あそこは県道でございまして、県と国の協議というのがありますけれども、そういったことも一つの視野に入れていくということは十分可能性としてあるのかなというふうに思います。

○議長（古賀龍彦君）

川野議員、通告になるだけ沿った質問でよろしくお願ひします。12番。

○12番（川野栄美子君）

通告に沿ったというか、流れで聞いておりますのでね、わざわざこれをするという中で、流れはとめられません。議長、よろしくお願ひしておきます。いっちょいっちょこれをします、これをします、大まかなはしますけど、流れですから、それでしていただきたいと思ひます。

きょう、るる話していただきましたが、やはり学校の教育が同じ方向を向いて、学校教育だけじゃなく、社会教育も、それから、福祉のほうも、全部そっちのほうに向いて教育をしていかなくちゃならない世の中になったということはもう教育長も十分御理解をいただいているだろうと思ひますので、だったら、大川市もそのようにいろんな人を巻き込んで、いい子供を育てるといふことが目的でありますので、それを絶対やっていただきたいということ、中学校の再編もどうかいい方向に持っていただくように、十分御協力をしながら進めていただきたいと思ひます。

終わります。

○議長（古賀龍彦君）

ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

次に、議案第39号及び議案第40号の2件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います、所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、議案を各委員会に付託いたします。お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託いたします。

次に、この際、お諮りいたします。あす6月18日から23日までの6日間は議事の都合により本会議を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る6月24日午前9時半から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

以上で本日の会議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時35分 散会